

第九章 幕藩体制の終焉と村落

第一節 開港と農民負担の増大

開港と幕末 嘉永六年（一八五三）六月に、和親と通商を要求するアメリカ合衆国フィデルモア大統領の国書を持参したの政局 東インド艦隊司令長官ペリーが、サスクエハナ号（旗艦）など四隻編成の艦隊を率いて、伊豆沖を通

過し江戸湾の浦賀沖に來航した。交渉にあたった浦賀奉行戸田氏栄は、長崎に回航するように強く要求したのであったが、ペリーはこれを拒絶し、幕府高官との直接交渉を求めたのである。幕府はアメリカの強力な軍事力の前に、結局国書を浦賀近くの久里浜において受理せざるを得ず、ペリーは来年国書に対する返答を聞くために、ふたたび來航することを約束して、威嚇的に江戸湾の測量をおこなったのち、ひとまず琉球の那覇へ向って退去した。

当時の幕政の中心人物は、天保の改革をおこなった水野忠邦の失脚後、弘化二年（一八四〇）から老中首座となっていた阿部正弘であった。阿部はアメリカ国書のとり扱い方法について、従来の將軍や幕閣による独裁政治の慣例を破り、有力な諸大名・旗本らに広く意見を聞く一方、すぐに国書を受理したことを朝廷に奏上している。しかし開国をおこなうか否かの幕府の意見がまとまらないうちに、ペリーはイギリスやロシアなどが日本に接近することを警戒し、予定を早めて安政元年（一八五四）正月に、ふたたび七隻の艦隊を率いて浦賀沖に來航したのである。そのため幕府は、三

代將軍家光の寛永期以來つづけてきた鎖国体制を維持することができず、近代的な國際條約である日米和親條約を、同年三月に横浜応接場において締結した。この條約によつてアメリカ船に石炭・薪水・食糧などの必要品を供給するため、下田・箱館（函館）の二港を開港することとなつた。つづいてイギリス・ロシア・オランダとも、同じ内容の條約を結んだのであつた。

そして安政三年七月に秘書兼通訳のヒュースケンらとともに、下田に着任した初代アメリカ駐日總領事ハリスは、すぐに幕府に対して通商條約の締結を迫つたのである。その交渉には、日本側は全權委員として目付岩瀬忠震・下田奉行井上清直らがあつた。幕府は外交を担当する老中堀田正睦^{まさとし}を上京させ、アメリカと通商條約を結ぶことに對して、朝廷に許可を求めたが成功しなかつた。そこで大老に就任した井伊直弼は、勅許を得ることなく獨断で安政五年六月に、不平等條約である日米修好通商條約に調印した。この條約によつて、あらたに神奈川（横浜）・長崎・新潟・兵庫（神戸）を開港し、下田は閉鎖することとした。さらにオランダ・ロシア・イギリス・フランスとも同じ内容の條約（安政五カ國條約）を締結することによつて、日本は全面的に開國をおこない、世界に向けて広く門戸を開くこととなつたのである。

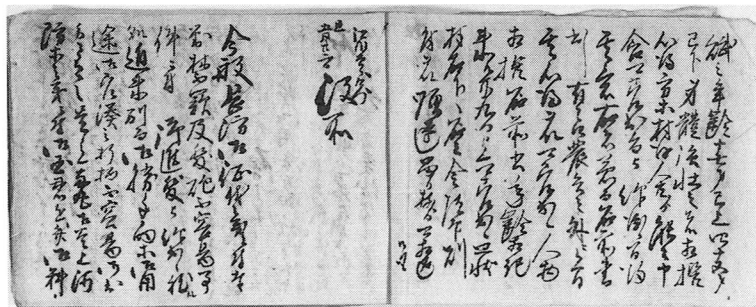
このように井伊直弼は勅許を得ず開港をおこなうとともに、一三代將軍家定の繼嗣問題では強權を發動して、福井藩主松平慶永らが推挙し、英明の聞えが高かつた一橋慶喜を退け、紀伊家の慶福^{よしとみ}（家茂）を一四代將軍とした。また、彼の政治に反對する朝廷や水戸藩など諸藩の尊攘派志士らに對しては、安政の大獄で激しい弾圧を加え、独裁的な政治をおこなつた。しかし、万延元年（一八六〇）三月に安政の大獄に憤激した水戸浪士閔鉄之介らが、登城途中の井伊直弼を桜田門外で暗殺したため、井伊政權は崩壊したのであつた。つづいて政權を担つた安藤信正・久世広周^{ひろちか}らは、ま

ず井伊に命じられていた諸大名の謹慎を解除した。そして、幕府権力の地盤沈下を押え、外圧に対応すべく国家権力を一元化するため、条約勅許問題や安政の大獄などで悪化していた朝廷と幕府との関係を融和する政策を進め、文久二年（一八六二）二月に孝明天皇の妹である和宮親子内親王と將軍家茂との婚礼が執りおこなわれた。

しかし公武合体政策は成功したとはいえず、婚礼がおこなわれる直前の同年一月に、安藤信正は坂下門外で水戸藩浪士らによって襲撃された。このように幕府権力の弱体化が進行する中で、元治元年（一八六四）と慶応元年（一八六五）の二度にわたって幕長戦争がおこり、二度目の幕長戦争の最中である慶応二年七月に將軍家茂が急逝したため、一五代將軍には一橋慶喜が就任した。

一方、西南雄藩では、天保期に藩政改革をおこない、人材を登用し、財政の立て直しをはかった。その後も改革を継続して、西洋技術の導入と軍制改革をおこない勢力を伸ばしていった。これらの雄藩は、安政の大獄により一時沈黙せしめられていたが、井伊暗殺後、しだいに中央政局への発言を強めていったのである。なかでも特に有力であった薩摩藩と長州藩は、土佐藩の坂本龍馬の仲介によって同盟を結び、討幕運動へと展開していった。

このような政局の混乱の中で、幕府は西洋式軍隊の創設と、沿岸防備・台場建設など国防強化のため莫大な軍事費を必要としたが、幕府財政は窮乏化していたため、その負担の多くは村々に負わされることとなった。まず、ペリー来航後の嘉永六年一〇月に、幕府領村々は海防普請の資金として、多額の上納金を命ぜられているが（赤坂六郎「国恩上納金と名主」『多摩のあゆみ24』）、その後も、兵賦、幕長戦争での強制的な献納金や助郷など、年貢諸役以外に村々は実情を考慮しない過重な負担を負わされ、これが経済的圧迫となって生活が窮乏し、農民一揆や打ちこわしのおきる原因ともなったのである。



図III-111 兵賦取立人撰方廻状（田村半十郎家文書）

兵賦令の布達

開国後の経済変動による物価の騰貴や水戸藩・長州藩などを中心とする攘夷運動の激化、そして農民一揆・打ちこわしの続発など、激動する内外の情勢に対処するため、幕府は文久の幕政改革を断行した。この改革で特に注目できるのは、西洋の最新の軍事制度を参考としながら軍備の拡充を進めたことである。文久二年一二月に、幕府は大量に必要となる兵卒を確保するため、旗本に対して兵賦令を布達した。この布達の内容は、五〇〇石以上の旗本に課する軍役の人数を半分とするかわりに、兵賦として、旗本知行所の村々の一七歳から四五歳までの壮健な農民を徴発し、彼らを銃隊として歩兵組に編成しようとしたものであった。兵の年季は五年で、諸道具・衣服・脇差などは幕府が貸与することとし、給金は一〇両をめどに、知行主である旗本に支払わせた。また、五〇〇石以下や蔵米取りの旗本に対しては金納を命じたのであったが、五〇〇石以上の者でも金納が認められる場合もあったようで、熊川村など武蔵・相模の村七五〇石を知行する旗本田沢氏は、兵賦を金納とするため、その工面をしようとした。文久三年二月に熊川村名主三郎左衛門らに出府を命じている（『近世1』53）。

水戸藩尊攘派らによる筑波戦争の長期化や幕長戦争などのため、元治元年（一八六四）一〇月に幕府は幕府領にも兵賦を徴発するため調査を始めた。そして慶応元年（一八六五）五月の第二次幕長戦争にあたり、江戸から歩・騎・砲の三兵が出

表Ⅲ-93 拝島村組合兵賦一覧(幕府領)

村 名	兵 賦 人
拝 島 村 羽 村	羽村 伝右衛門 42 才
熊 川 村 福 生 村 川 崎 村	福生村名主十兵衛厄介人 次郎左衛門 41 才
砂 川 村 大 神 村 上 川 原 村	不 明 (2 名)
殿ヶ谷新田 宮 沢 新 田 中 里 新 田 中 藤 新 田 芋 窪 新 田 横 田 村 芋 窪 村	横田村 百姓伊兵衛伴 定次郎 21 才
中 藤 村	中藤村 百姓吉左衛門叔父 伴蔵 28 才
殿ヶ谷村 岸 村 三ッ木村	三ッ木村 百姓藤蔵 37 才
石 畑 村 箱根ヶ崎村 長谷部新田	石畑村 百姓常次郎 31 才

田村半十郎家文書「兵賦名前書上帳」より作成

(一八七)に設置された改革組合村の幕府領村々を単位としている。表Ⅲ-93は、拝島村組合の兵賦人の一覧である。組合内では、だいたい一〇〇〇石単位に七組に分かれ兵賦人が選ばれている。兵賦の人は元治元年一二月に出された法令に、「二、三男、厄介、又は庭子等之内ニても相撰び」とあることから、熊川村、福生村、川崎村の三か村組

兵することとなり、その兵力の不足を補うため、とりあえず関八州の幕府領から兵賦のとり立てがおこなわれた(熊澤徹「幕末軍制改革と兵賦徴発」『歴史評論』499)。江川太郎左衛門役所からの廻状によれば、徴発の基準は、一律に高一〇〇〇石に付き一人の割合とし、村高が一〇〇〇石以下の村は、二、三か村が組合って差し出すよう命じている(『近世』3 179)。兵賦徴収にあたっては、文政一〇年

合では、十兵衛厄介人の次郎左衛門が選ばれている。砂川村、大神村、上川原村の三か村組合では、合計で村高が二〇〇〇石を越えるため、二名を選ばねばならなかったが、幕府領に兵賦令が出された直後のものと推定される「兵賦名前書上帳」（田村半十郎家文書）には記載されていない。これは兵賦人になろうとする者がなく、人を選ぶことができなかったためと考えられる。兵賦人の差し出しは、江川農兵のとり立てと類似することや、長期間村を離れることになるため、有力な労働力を失うことになり、村々の反発が大きかった。

兵賦令が出された直後に拝島村組合では、強健な者はすでに農兵として差し出しているので、適当な人物がいないため金納とするよう、福生村名主十兵衛が惣代となって嘆願している。結局拝島村組合で差し出すべき兵賦人九人の内、四人は正兵とし、ほかの五人は金納とすることが認められたのであった。そしてこの時点で兵賦人となったのは、表III-93に記載された内の羽村伝右衛門、横田村定次郎、三ツ木村藤蔵、石畑村常次郎の四名であった（「慶応元年兵賦金諸事控」同家文書）。兵賦を勤めることは大変な苦勞で、江戸の屯所の生活を嫌って脱走するものが多かった。慶応二年（一八六六）五月に、石畑村の兵賦人伴蔵が脱走する事件をおこしている。彼はその後立ち戻って詫びを入れたが許されず、江川太郎左衛門役所の手代石川政之進が、新しい兵賦人を差し出すように拝島村組合に命じている（「慶応二年御用留」同家文書）。また兵賦の給金は幕府から年一〇両を支給されたが、この金額では自ら兵賦人になろうとするものがおらず、増給金を組合村から徴収した。増給金は地域によってまちまちであったため兵賦人たちが江戸で情報を交換し次第に高額になっていった。そこで江戸近郊では、年間三〇両を増給金の基準とするようとり決めている（前掲熊沢論文）。慶応元年には管外の村々にも兵賦の徴発を命じたが、兵賦に対する村側の抵抗は全国的に見られ、幕府の意図するようには進まず、慶応三年四月に兵賦令を改正し、正兵の差し出しを廃止して金納とし、幕府

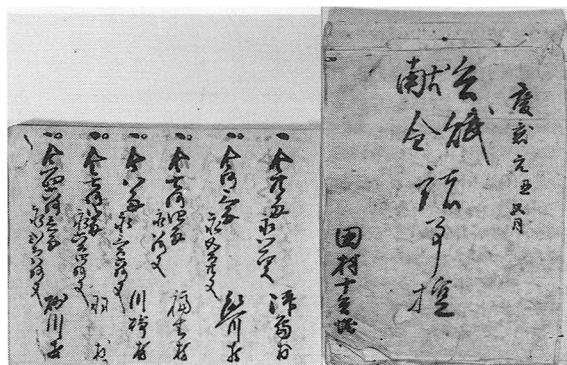
自身が兵卒を募集することとした。これは農民の抵抗と村から差し出される兵賦人の質の低下のためであった。金納は一〇〇〇石に付き三〇両であったが、農民からみれば兵賦金は単に租税が増えたことを意味したのであった。

幕長戦争で 幕長戦争は二回おこなわれた。第一次幕長戦争は、禁門の変直後の元治元年（一八六四）七月に朝廷が長州征伐の命を下したことから始まった。幕府はこれを機会に禁門の変の責任を追求し、長州藩に打撃の献納金

を与えるため、將軍みづから軍を率いることを公表した。結局將軍の進発は延期され実行されなかったが、中国・四国・九州の諸藩を中心に一五万人におよぶ大軍で長州藩を包囲したのである。長州藩では、八月五日に英・米・仏・蘭の四国艦隊によって下関が砲撃され、砲台が占拠されるなどの事件がおこり、尊攘派の勢力が急速に衰え、保守派が政權を握るようになっていった。保守派は、益田右衛門介・国司信濃・福原越後の三家老を自刃させるなどし、幕府に恭順きようじゆんを表したので、一二月に幕府は軍を撤兵させた。

しかし長州藩では、奇兵隊を結成した高杉晋作などの活躍により、ふたたび急進派の勢力が盛り返し、藩財政を改革することによって、軍備を拡充し、幕府に対抗する姿勢を示した。そして、三条実美ら五卿および毛利敬親父子の江戸召致問題が契機となって、慶応元年四月にふたたび長州追討が命じられたのであった。第二次幕長戦争である。幕府は諸藩に防長進入を命じたが、戦局は足並の揃わない幕府軍に対して、洋式の兵器で装備された長州軍の優勢のうちに進められた。同二年七月に大坂城で家茂が病死し、幕府は撤兵したため征長は挫折し、幕府の權威が失墜した。

この幕長戦争では、軍事費を江戸や大坂の大商人に献金させる一方、村々に対しても献納金の差し出しが命じられたのである。まず、元治元年一月に旗本知行所と幕府領の相給村落であった熊川村では、御進発御用金として金八



図Ⅲ-112 献納金村名書 (田村半十郎家文書)

両を納めるように命じられている。これを命じたのは、領主の田沢氏か長塩氏かは明らかではないが、当初金一〇両であったものが、村側の嘆願によって八両となっている(『近世2』71)。

幕府領では寄場組合村ごとに献納金が徴収された。拝島村組合では慶応元年五月と同二年一〇月に献納金がとり集められているが、表Ⅲ-94は村別の献納金の一覧であり表Ⅲ-95は個人別の献納金の一覧である。このように拝島村組合全体の献納金は、慶応元年五月に金七五五両、同二年に金三七五五両の合計金一一三〇両と多額におよんでいる。熊川村では慶応元年に金一三両、同二年に金六両の計金一九両、福生村では慶応元年に金七四両、同二年に金三七両の計一一一両となっている。次に慶応二年における個人別の献納金額について見てみると、熊川村では弥八郎が金四両、嘉兵衛が金二両となっている。福生村では、十兵衛が金二〇両、市郎右衛門・平三郎・半次郎が各金五両、市弥が金二両となっている。献納者のほとんどが名主・組頭・年寄などの上層農民であるが、熊川村・福生村以外の多額献納者をみると、砂川村平兵衛が金二〇両、三ツ木村藤吉が金一五両、中藤村源蔵・宗右衛門、砂川村七郎右衛門らが金一〇両となっている。幕府は上納者に対して、各々の上納額に応じて褒美銀を下付しているが、その基準は一〇両に対して銀一枚(銀二匁八分)の割合であった。また、慶応三年一月には、江川太郎左衛門から日野宿・拝島村組合に対し、ふたたび献納金が命じられている(『近世2』104)。

表Ⅲ-94 慶応元・2年、拝島村組合
御進発献納金村別一覧

村 名	慶 応 元 年 献 納 金 額	慶 応 2 年 献 納 金 額	小 計
拝 島 村	金 20 両	金 10 両	金 30 両
熊 川 村	金 13 両	金 6 両	金 19 両
福 生 村	金 74 両	金 37 両	金 111 両
川 崎 村	金 8 両	金 4 両	金 12 両
羽 村	金 78 両	金 39 両	金 117 両
砂 川 村	金 161 両	金 80 両	金 241 両
大 神 村	金 8 両	金 4 両	金 12 両
上川原村	金 7 両	金 3 両	金 10 両
長谷部新田	金 11 両	金 6 両	金 17 両
中 藤 村	金 112 両	金 56 両	金 168 両
殿ヶ谷新田	金 18 両	金 9 両	金 27 両
宮 沢 新 田	金 5 両	金 3 両	金 8 両
中里新田	金 11 両	金 6 両	金 17 両
中 藤 新 田 芋 窪 新 田	金 16 両	金 8 両	金 24 両
横 田 村	金 9 両	金 4 両	金 13 両
芋 窪 村	金 25 両	金 12 両	金 37 両
殿ヶ谷村	金 19 両	金 9 両	金 28 両
岸 村	金 25 両	金 12 両	金 37 両
三ッ木村	金 50 両	金 25 両	金 75 両
石 畑 村	金 46 両	金 23 両	金 69 両
箱根ヶ崎村	金 39 両	金 19 両	金 58 両
合 計	金 755 両	金 375 両	金 1130 両

田村半十郎家文書「慶応元年五月兵賦・献金諸事控」、
「慶応二年十月献納金名前書上帳」より作成
注 献納金と同時に諸雑費も徴収しているが、この表に
は含めていない。

助郷の負担 福生村と熊川村は、幕末期になると各宿からの助郷が多く課せられるようになった。文久三年（一八六三）

に中山道板橋宿への助郷が、元治元年には甲州道中内藤新宿への助郷が命じられている。しかし、いずれの場合も玉川御普請所、御菜鮎上納御用役などの諸負担を理由に免除願を出し、それが認められている。しかし、幕長戦争がおこると、大量の兵員や物資を運ぶため、東海道川崎宿への増助郷が命じられ、このときも玉川御普請所の人足負担を理由に再度免除願を出しているが、今度は許されなかったのである。

そもそも川崎宿では人馬継立の業務に支障がおこると、定助郷である武州橘樹・荏原郡など周辺の三六か村によっ

第1節 開港と農民負担の増大

表Ⅲ-95 慶応2年、拝島村組合御進免献納金個人別一覧

村 名	名	前	献納金額	村 名	名	前	献納金額
拝 島 村	年寄	松 兵 衛	金4両	中 藤 村	組頭	幸 八	金4両
	年寄	丑 太 郎	金4両		組頭	藤 左 衛 門	金2両
	年寄	三 郎 兵 衛	金2両		百姓	宗 右 衛 門	金10両
熊 川 村	名主	弥 八 郎	金4両		百姓	太 右 衛 門	金5両
	年寄	嘉 兵 衛	金2両		百姓	与 右 衛 門	金4両
福 生 村	名主	十 兵 衛	金20両		百姓	藤 十 郎	金3両
	年寄	市郎右衛門	金5両	百姓	孫 右 衛 門	金4両	
	年寄	平 三 郎	金5両	百姓	八 太 郎	金2両	
	年寄	半 次 郎	金5両	芋 窪 村	名主	栄 左 衛 門	金3両
	百姓	半 市 弥	金2両		年寄	四郎右衛門	金2両
川 崎 村	名主	久 仁 兵 衛	金2両		組頭	八郎右衛門	金3両
	名主	兵 衛	金2両		百姓	勘 右 衛 門	金2両
羽 村	名主	八 十 八	金5両		砂 川 村	名主	源五右衛門
	名主	源 兵 衛	金7両	組頭		重 左 衛 門	金7両
	名主	与 右 衛 門	金6両	不明		万 五 郎	金7両
	年寄	茂 左 衛 門	金3両	不明		七郎右衛門	金10両
	年寄	伝 左 衛 門	金3両	百姓		平 兵 衛	金20両
	年寄	八郎右衛門	金3両	百姓		庄 五 郎	金5両
	年寄	解 助	金3両	百姓		直 吉	金5両
	年寄	儀 輔	金3両	百姓		市 郎 兵 衛	金5両
	年寄	庄 平	金3両	百姓		五 郎 兵 衛	金5両
	不明	佐次右衛門	金3両	不明		幸 輔	金8両
箱根ヶ崎村	名主	為 一 郎	金5両	宮 沢 新 田	年寄	庄 左 衛 門	金1両
	組頭	伴 右 衛 門	金5両		組頭	伊 助	金1両
	百姓	清 次 郎	金4両		不明	庄 七	金1両
	百姓	平 三 郎	金4両	殿ヶ谷新田	年寄	長 兵 衛	金1両
百姓	忠 右 衛 門	金1両	組頭		重 兵 衛	金1両	
殿ヶ谷村	名主	庄 三 郎	金2両		百姓代	平 左 衛 門	金7両
	年寄	平 十 郎	金2両	中里新田	名主	善 次 郎	金1両
	組頭	忠 兵 衛	金2両		組頭	平 四 郎	金1両
百姓	幸 右 衛 門	金3両	百姓代		五 左 衛 門	金4両	
岸 村	名主	平 兵 衛	金6両	大 神 村	年寄	八郎右衛門	金2両
	年寄	半 右 衛 門	金3両		百姓代	幸 助	金2両
	組頭	助 左 衛 門		上 川 原 村	名主	金 右 衛 門	金1両
	組頭	五郎右衛門			年寄	源 左 衛 門	金1両
	百姓	三 右 衛 門	百姓		七郎右衛門	金1両	
百姓	次 左 衛 門	金3両	中 藤 新 田	芋 窪 新 田	名主	弥 一 郎	金4両
不明	權 輔				組頭	栄 左 衛 門	金1両2分
三ッ木村	名主				伝 左 衛 門	金5両	組頭
	年寄	藤 兵 吉	金15両	百姓代	伝 右 衛 門	金1両	
	百姓代	作 兵 衛	金3両	石 畑 村	組頭	四郎右衛門	金5両
	組頭	權 左 衛 門	金2両		組頭	五郎左衛門	金5両
横 田 村	名主	彦 右 衛 門	金2両		百姓代	伊 兵 衛	金5両
	年寄	平 四 郎	金1両		百姓	栄 蔵	金5両
	百姓代	長 兵 衛	金1両		百姓	周 蔵	金3両
中 藤 村	名主	源 蔵	金10両	長谷部新田	名主	作 右 衛 門	金3両
	名主	佐 兵 衛	金5両		組頭	弥 平 次	金3両
	名主	市郎右衛門	金5両				
	年寄	市 太 郎	金2両				

田村平十郎家文書「慶応二年十月献納金名前書上帳」より作成

表Ⅲ-96 川崎宿増助郷人足一覧

(慶応元年5月5日～閏5月2日)

村 名	人 足 人 数
溝 口 村	246 人
岸 村	223 人
殿 ケ 谷 村	170 人
殿 ケ 谷 新 田	156 人
箱 根 ケ 崎 村	322 人
田 中 村	93 人
作 目 村	35 人
大 神 村	119 人
上 川 原 村	61 人
熊 川 村	369 人
福 生 村	643 人
川 崎 村	253 人
五 之 神 村	48 人
羽 村	684 人
中 里 新 田	104 人
宮 沢 新 田	51 人
砂 川 村	1400 人
中 藤 新 田	37 人
芋 窪 新 田	67 人
拝 島 村	569 人

『近世2』212より作成

ての上洛であったが、御用物継立や京都・大坂警衛のための幕臣の通行により、定助郷の村々では負担能力を越える多量の人馬役の徴収に苦しめられていた。そこで川崎宿とは遠く離れた多摩地域の村々にまで、助郷が課せられるようになったのであった。なお、文久三年二月の家茂上洛の折には、田村十兵衛が田無村半兵衛、柴崎村平九郎、日野宿芳三郎とともに藤沢宿本陣の警護をおこなっている(『近世1』49)。

第一次幕長戦争にあたり、元治元年一〇月に「御進発御用之継立ニ限り相当の賃銭之を請取り、人馬滞りなく差出し、御差支相成らざる様示談を遂げ、取計う可きものなり」(「文久四年御用留」田村半十郎家文書)という布達が、道中奉行からなされている。この川崎宿助郷の命令は、武州橘樹郡三二か村、多摩郡九一か村、豊島郡五か村の広い地域に出されている。しかし、この戦争では將軍が進発する以前に、長州藩が恭順を示したため増助郷は勤めることなく終わったのである。

て補われていた。ところが幕末期には物資の輸送量が急激に増大した上に、文久三年二月と一二月の二度にわたって將軍家茂が上洛した。將軍自身は海路によっ

第1節 開港と農民負担の増大

表Ⅲ-97 川崎宿増助郷人足一覧
(慶応元年閏5月9日～17日)

村 名	人 足 人 数
溝 口 村	60 人
野 上 村	47 人
藤 橋 村	59 人
今 井 村	132 人
中 清 戸 村	47 人
下 清 戸 村	24 人
下 石 井 村	99 人
三 ツ 木 村	151 人
箱 根 ケ 崎 村	85 人
田 中 村	23 人
上 川 原 村	15 人
拝 島 村	140 人
熊 川 村	91 人
福 生 村	158 人
川 崎 村	62 人
五 ノ 神 村	12 人
羽 村	167 人
砂 川 村	343 人
田 中 村	46 人
谷 原 村	73 人

田村半十郎家文書「元治二年御用留」より作成

間もなく幕府と長州藩とがふたたび対立し、慶応元年に第二次幕長戦争が始まり、五月に將軍徳川家茂が上洛することとなった。そのため川崎宿では多量の伝馬人足が必要となりそれを補充するため、まず五月四日に道中奉行は、武州橘樹・多摩郡の村々に対して、宿役人の連絡があり次第、同月五日から閏五月二日まで助郷人足を差し出すように命じた。川崎宿において、この期間に必要とした助郷人足とその村割は、『昭島市史』に詳しく述べられているが、川崎宿全体の人足が二万七九七二人、馬数一一六四足であった。このほかに「葉玉」などの「御用物」を運ぶ人足が六八八〇人に達している。このときの川崎宿の増助郷は表Ⅲ-96のとおりであるが、熊川村では人足三六九人、福生村では人足六四三人が割り当てられている（『近世2』212）。

ところで、この日割と人足人数の伝達が、川崎宿年寄五郎右衛門らによって出されたのが五月五日を過ぎた同月一五日である。御進発がいかにあわただしく、かつ混乱のうちにこなわれていたかが推察される。つづいて閏五月九

日より一七日まで、
間宮監^{けんもつ}・友成郷
右衛門などの通行
のため、助郷人足
が六八八〇人ほど
必要となり、表
Ⅲ-97の村に人足
が課せられている

が、熊川村が九一人、福生村では一五八人の徴発が命じられている。ところがこの伝達も、川崎宿年寄伝兵衛らによってなされたのが、同月一日であり、福生村でこの伝達を見たのが「閏五月一八日夜披見いたし候ニ付、正人足差出方間ニ合申さず候」(「御進発に付御触書写」田村半十郎家文書)とあるように、人足を差し出すべき日程が過ぎてからである。当初助郷人足は「宿人足相雇い差出し、又ハ相助郷村々之もの共へ請負わせ候様之儀これ有るニおいてハ、其次第二寄り急度取り調べ候間」(「元治二年御用留」同家文書)というように、命じられた村が独力で人間自身を徴発することが命じられていた。しかし一〇〇石に付一五〇人近くにもなる大量の人足を、動員することは実際には不可能であり、かつ通行が終了してしまった場合もあり、人足の不足分は買揚となり、川崎宿に雇代金を支払うことになるのである。幕長戦争が本格化し、たび重なつて助郷人足の徴発がおこなわれるようになると、「御印状之御日割と申すハ五月五日より閏五月二日迄ニこれあるべくと存じ候」(「御進発に付触書」同家文書)というように、人足の徴発に対して村側では拒否の姿勢を示し、また人足の雇賃金をめぐって川崎宿と訴訟もおきているのである。

第二節 福生市における千人同心

1 福生の千人同心

由 来
八王子千人同心は、甲斐武田氏の旧臣小人頭と同心を中心に、天正一〇年(一五八二)武田氏の滅亡後、徳川家康の関東入国を機に編成された郷士ごうしの集団である。

八王子城下に配備された当初は、小人頭九人が率いる約二五〇人の集団であった。天正一九年には頭を一人増やし一〇人とし同心も五〇〇人となり、慶長五年（一六〇〇）にはその名の示すとおり同心を一〇〇〇人として、ここに兵農未分の軍団が成立した。

千人同心の主な任務は、初期の頃は国境の警備をはじめ関ヶ原や大坂の陣などにおける軍務が中心であったが、世の中が平和になるにつれ、將軍の上洛時や日光社参詣時の供奉などが主要な任務となった。そして承応元年（一六五〇）六月に日光火の番の命が下ったのである（『桑都日記』）。それ以来幕末まで千人同心に与えられた公務の中心となる。日光火の番は年代によっても異なるが、千人頭一人に同心五〇人と定められていた。比較的暖かな多摩地方から、寒さの厳しい日光での勤番のために、客死するものも多く承応元年の火の番創設以来、文化年間（一八〇四～一七）の一四一年間に、数十名にものぼった（『日光市史・中』）。

千人同心の大多数は、八王子近在の農村に居住し、公務のとき以外は農民として日常生活を送っていた。身分的には武士であるが五人組帳、宗門人別帳などにも名字の記載は許されず、肩書には「千人同心」とのみ記された。

福生における千人隊は、嘉永七年（一八五五）二宮光郷著わすところの「番組合之縮図」によれば、福生市域に在住で千人同心を勤めていた家は二軒であるが、雨間村（秋川市）居住と記載されていながら、実際は福生市域に居住していた同心が一名いる。

横田家

横田家は福生市加美に居住し、後代の家譜によれば「武田氏後、源嘉明三代の孫（正徳三年（一七三三）没）」が元禄初年に土着草創したと伝えられ、二代以後は次のように継承された。

四代幸七の安永（一七三二～一八〇）頃より福生村において医業を営み、先代寿照に至るまで代々医師として、当地に活躍

横田家略系図

文化一 同心株取得
 伝之丞 紋次郎 幸七 左内
 (享保二没) (宝暦七没) (寛政七没) (文政七没)

(源嘉憲) (源雅明)
 左市 穂之助 寿一郎
 (明治八没) (明治二九没) (昭和一八没)

福生にもどり、父左市の跡を継いで医師となったと「医生履歷書上」(『みづくらいど15』)にある。

千人同心の一員たる記録は「元千人隊組頭横田穂之助由緒書」(『近世3』192)によれば、五代目佐内るとき文化一年(八二四)千人頭荻原頼母組・同心石坂政右衛門の番代りを命ぜられて勤番につく。佐内、佐市兩人の千人同心としての活躍の記録は残っていないが、穂之助は文久三年(六三三)正月、將軍家茂の上洛が決定し、同月中旬千人同心に將軍供奉(警護)の命が下ると、これに加わって、二月七日に八王子を出立し、約四か月京都に滞在したのち六月に歸府する。

元治元年(八四四)十一月甲府表賊徒追討御用として、また慶応二年七月よりたびたび神奈川表の警衛を勤めた。

そして同三年五月二八日、八王子宿を出立、最後の日光火の番勤務についた。穂之助二四才で父左市の番代りを命ぜられて以後二三年間、千人同心としての勤めは幕府の崩壊とともに終わったのである。

清水家(粟) 清水家は福生牛浜の奥多摩街道沿いにある旧家である。

沢) 当家では重介の頃より縞買いを生業としていたようであり、重介から数えて三代目の才次郎のとき、

された名望の家柄である。とくに幸七は絵心があったとみえ、宝暦三年(七五三)に作図し、尾州御鳥見に差し出した「村内及週辺村道絵図」は見事なでき映えである。

また穂之助は天保一四年(八四三)五月、一五歳のとき江戸の典薬頭半井出雲に師事、弘化四年(八四七)まで四年一か月の間、漢方痼疾(ながい間なおりにくい病気)医学を勉強し、同年一二月

千人同心の株を取得したようである。

恐れ乍ら書付を以て御訴え申上げ奉り候

武州多摩郡福生村
百姓才次郎

家内六人暮し
一高式石九斗余

右之もの儀八王子千人町住居、千人同心粟沢甚五右衛門病身ニ付き、御奉公相勤め兼ね、跡番代リ之儀才次郎へ、仰渡され度き段、御組頭中村又市郎様へ願上候処、願之通り番代リ仰付けられ、百姓株相続之儀は、俸金五郎へ相譲り、同人同居にて、相勤め候間、此段御訴え申上げ奉り候

文政十亥年十一月廿七日

右村

名主 重兵衛

江川太郎左衛門様
御役所

(『近世3』187)

文政一〇年(一八二七)に、八王子宿千人町住居の粟沢甚五右衛門の番代りを、組頭中村又市郎に願い出、許可され同心の一員となったのである。この粟沢甚五右衛門なる人物は「蝦夷地移住者名簿」の中で移住年月日不明の者の中に、「粟沢甚五右衛門・文政五年一二月一四日松前奉行配下より千人同心丁組(高二〇俵一人扶持)となる」とあり、清水家(粟沢)略系図

の粟沢と同一人物ではないかと思われるが、詳細不明である。

重介 半次郎 才次郎 金平 鉄五郎
(文化三没) (文政元没) (天保四没) (文政一〇同心株取得) (天保五甲州諏訪村) (安政二五日市村) (粟沢金平を名乗る) (より養子) (より養子)

(『八王子市史・下』)

初代金平は天保四年（一八三三）に没する。後継者がいないため、村役人と相談し同心株を返上しようとしたが同年に「^{じかた}地方引受人」として、縁戚から養子にむかえた甥を同心にする。（詳細は不明であるが、菩提寺の過去帳・宗門人別帳より推定）、しかし、その養子も同年三月に病死する。ふたたび同五年甲州郡内諏訪村（山梨県上野原町）より養子を迎えるが、このときの様子が甲州街道小仏関所の関番日記に記されている。

一 六月廿二日 甲州郡内諏訪村新兵衛、多摩郡福生村与七、当宿七郎右衛門願い出で候、訳けは、諏訪村半左衛門兄金平福生村へ掣養子に遣し度き旨、則ち聞届け、縁談証文は廿七日迄の積り、双方より祝儀式百足差出し申し候、受取申し候。

一 六月廿七日 天気 上の原村半左衛門より、福生村才次郎方へ縁組世話人共一同、上下一八人程通行、証文済み祝儀は前廿二日に済み申し候。

（『日本農民史料聚粹六』）

またこれを裏付けるように、福生村の名主勘次郎が祝儀に招かれ、出席したことが彼の日記にみられる。

この金平も安政二年（一八五〇）に没し、五日市村（五日市町）より同年二月掣養子を迎え入れ、栗沢鉄五郎を名乗る。千人同心としての活躍も明確な記録がなく不明である。

乙 津 家

乙津家は嘉永七年（一八五五）二宮光鄰著「番組合之縮図」によると、雨間村（秋川市）に居住し萩原（下）組に属し、乙津喜伝次を名乗っている。

入れ置き申す一札之事

一我等儀、此の度勝手合ヲ以て同心株相求め度く候ニ付、御村役人中へ御願申し上げ候所、御聞済み下され有難

く存じ奉り候、然ル上は村方ニおゐて祝儀、不祝儀ハ申すに及ばず其外之儀ニ付、帶刀上下等一切着し申す間敷候、ならびに万端ニ付き權威ケ間敷儀決して仕る間敷候、尤も御番代リニ罷出で候節は帶刀御免し下さる可く候、若し又子と孫とニ至る迄、右定之通り相背き候節は、村方一同附合い御除キ成され候とも、其節一言之儀申し入れ間敷候、後日の為に入れ置き申す一札件の如し

弘化四年未十一月

当 人 喜 伝 次[㊦]
親類 組合惣代 忠 八[㊦]

御村役人中

並ニ御村方中

(『近世3』189)

右は幾八(喜伝次)が同心株取得時に、村方に提出した誓約書である。

文政十一年(一八二八)正月、伊奈村(五日市町)で「麻袴」を着用し帶刀で母親の葬式に出席しようとして、村役人から訴えられるという事件が発生した。(『五日市町史』)

また福生村でも祭礼の際に、同心が村人と諍いをおこして訴えられ、評定所へ呼び出されるなどしたため、戒めのために村役人が提出させたものであろう。

乙津家略系図

幾八[㊦]——定八[㊦]——幾五郎[㊦]——倉之助[㊦]
(弘化四同心株取得)
(乙津喜伝次を名乗る)
(嘉永二没) (安政二没) (大正二没) (昭和二六没)
日光勤番中

喜伝次は、嘉永元年(一八四八)日光勤番におもむくが、翌年正月一〇日当地に於て死去する。同心たちが葬むられている日光番匠町にある浄光寺の「過去帳」には喜伝次の名は見えない。(『日光市史・中』、また日光近辺の寺の過去帳には「某」として記載さ

れている人たちがいるという（日光市社会教育課談）。

乙津家の菩提寺である熊川、千手院の「過去帳」には次のように記されている。

「忠道紹勤信士」嘉永二己酉正月 喜伝次事日光番にて死去

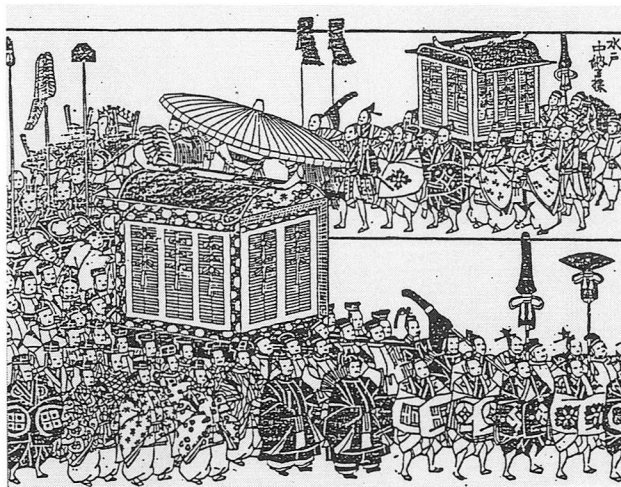
清水・乙津両家とも千人同心としての明確なる記録などは皆無である。

2 將軍上洛と横田穂之助の随伴記

將軍上洛

文久三年（一八六三）正月、その前年より朝廷、幕府間で攘夷^{じやうぎ}か開国かをめぐって、政治的緊張がつづくなかで將軍家茂の上洛が決定する。江戸の市中は騒がしくなり、熊川村内出を知行していた旗本田沢家では大小長持二棹と飯米四俵を持たせ、家族を村方へ疎開させるべく依頼を名主に出している。（『近世1』54）また、代官江川太郎左衛門の手代柏木総蔵も、三月九日つぎのような書簡を、福生村の名主田村十兵衛、柴崎村の名主鈴木平九郎あてにしたためている。

横浜港へ英国の軍艦が数十艘渡来し、昨年^{こぞ}の事件（文久二年八月におきた、いわゆる生麦事件^{なまむぎ}）の賠償交渉の次第によつては戦争にもなりかねず、もし戦争になったときには、鉄砲方が將軍上洛の供奉^{ぐぶ}で留守のため何とも術計もなく、ただ傍觀するには口惜しくどのような者にてもよいので、赤心あるものを心当りがあつたら極密に探索して申し出てください、鉄砲ならびに玉薬などは充分用意が調っており、不馴れならば自分の鉄砲を持参してもよい。かれこれしているうち還御になれば江川の手のものも帰ってくるので、それまで勇敢に働いてくれば、兎に角旧来の御別懇にまかせ内々に相談におよび候。人物の有無にかかわらず不同意ならば御聞きながし、勿論他



図Ⅲ-113 將軍上洛供奉行列絵図（部分）（福生市郷土資料室蔵）

言は御無用（後略）

同年正月一三日には八王子千人同心の鉄砲方二八八人、御長柄方五〇人、手代り五〇人合わせて一〇〇〇人に、水野和泉守より將軍上洛を供奉すべく動員令が下った。

（柏木俊秀家文書・静岡県韭山町）

將軍が自ら京都に乗りこむということは二四〇年も前の元和九年（一六三）六月と寛永十一年（一六三四）七月に、秀忠・家光がおこなっただけである。前例が少い上に幕藩権力が旭日の勢いにあるときと違い、幕府の延命のため氣息を整えにおもむくようなものであるから、警衛対策も万全を期さなければならない。そのため計画は何度も練り直されたい。軍艦による海路での上洛が長く検討されていたにもかかわらず、直前になって陸路に変更されたのもその一例であろう。（五街道17）

出動命令

横田穂之助も鉄砲方四番小隊組頭として、將軍上洛の供奉の一員として参加するのである。二月七日八王子を出立し、約四か月の滞京中に記した『上洛御供日記』を追ってみる。

文久三年正月二十九日 八王子宿千人町へ罷出、御手当金として

八八人が一同で勤務中の誓詞をする。

同 六日 千人町神宮寺金一郎宅において当組の一同荷造りをする。

二月七日 早朝雨中の行軍で八王子宿を出立し、府中宿にて昼食し、四ツ谷にて日が暮れる。夜五ツ時頃（八時）

江戸小川町（神田）にある講武所（武芸練習所）に到着。穂之助たちは出発までの六日間をここで過すわけであるが、その滞在中の食事のことを次のように記している。「猶、逗留中は弁当箱にて、おかずは焼味噌、梅干、ここの物ばかりなり、夜具は五ツ布のふとん壹枚づつ、ただし夜具は自分持ち」と。

八日 雨のため休息。

九日 木綿の黒羽織を一枚支給される。

一〇日 ももひき 股引代として一人、銀一三匁五分ずつ受取る。

十一日 増手当金四両ずつ受取る。

一二日 天気 夕方より荷物を残らず品川表へ送る、講武所にてそれぞれ鉄砲を受取る。

一三日 天気 朝七ツ時（四時）講武所出立、銘々提灯ちようちんを持ち、前日渡された鉄砲を担いで、大手門前に出て待機



図Ⅲ-114 千人同心
組頭荷札（八王子
市郷土博物館蔵）

金九両三分也を受取る。うち
金五両は道中休泊手当金、組
頭へ預ける。

二月朔日 月番の千人頭志
村源一郎宅において砲術方二

していた。同日朝一〇時、上様御^{はつが}発駕、三〇〇〇人のお供をつれ、いよいよ將軍様の旅たちである。先頭は二小隊一番三番、後は二番四番、品川東海寺にて昼食、六郷川（多摩川）を船渡し、第一夜は川崎宿泊り。

一四日 早朝提灯にて出発、上様は程ヶ谷本陣で休息、穂之助たち隊員は宿はずれの見苦しき家にて休む、上様は大雨の中七ツ時（午後四時）到着、戸塚宿泊り。

一五日 六ツ半時（午前七時）戸塚宿を出立、藤沢宿の藤沢山清浄光寺（遊行寺）が昼食の場所である。

この寺の警護に多摩近村の名主六名が代官手代の下役として勤役していた。

二月一日付の廻状が、江川太郎左衛門の役所から、將軍上洛途上の宿々の取締のため、手代下役として出頭するべしとの廻状である。

明後十三日陸地 御上洛に付遊させられ候ニ付、支配内宿々取締り出役差出し候処、人数少クこれ有る間、下役申付くる条其意を得、此書付披見次第、東海道藤沢宿へ罷越し、出役之もの旅宿へ相届け差図ヲ請け御用相勤め可く候、尤も御用中は苗字帯刀御免仰付けられ候間、是又其意を得、精勤致す可く候、此書付御用序相返す可くもの也

亥二月十一日

江川太郎左衛門役所

田無村

名主 下田半兵衛

福生村

名主 重 兵衛

追って割羽織・半天・立付用意致す可く候、且病氣其外差支えのものは其段早と申し越す可く候。

これに対し半兵衛が、苗字帯刀にて藤沢宿におもむく旨の請書を江川役所へ提出している（下田富宅家文書・田無市）。このとき十兵衛は所用あって江戸表にいた。江川の役所に立寄った際、元締・手付の松岡正平に会い、勤役のことを聞き、江戸にて立付（裁着）および腰の物大小をととのえ、溝の口泊りにて急ぎ藤沢宿に向い、一三日九ツ半到着する。柴崎の平九郎、田無の下田半兵衛たちはすでに到着していた。江川の手代梅沢貞助、稲垣繁一郎、鯨井俊司の三人に届けを済せ、ただちに右の人たちと座敷を見分、「この座敷数多（あまた）の金屏風、そのほか極彩色の屏風など三十双もこれ有り」と寺の内部、屏風のことで詳細に記している。（『文久三癸亥日記帳』田村半十郎家文書）

將軍御入来

一五日 十兵衛、清浄光寺に勤役、夜明け方より御坊主衆到着する。朝五ツ半（午前九時）上様御歩行にて着、御本陣玄関にて草鞋（わらじ）を脱ぎ座敷に上る。次の間にて十兵衛御坊主衆と同席で詰めている。

老中板倉周防守、水野和泉守と將軍様入室、種々話し致し築山などご覧になる。十兵衛はこのときの様子を次のように記している。「御衣服御差添え迄悉く拝し候、此時御年齢一八才に相成り遊ばされ候、至て御威儀備々（さいぎ）として、誠に御名君之御すがたに在らせられ候」と將軍様を目のあたりにした、あざやかなさまを書き残している。

昼食をすませ昼九ツ半（午後一時）ため塗（赤色の中塗の上に透漆へすきうるし）をかけたものの御駕籠にて出立。十兵衛はこのときの御供の人数を、「御付添一〇〇人程、総御同勢およそ六〇〇〇人、人足四〇〇〇人、馬四〇〇疋、供奉の者旅籠代（はしご）一人一夜二四八文、昼一二四文」と記している。

將軍を見送った十兵衛は田無村の半兵衛と柴崎村の平九郎を同道して、江の島の弁才天、鎌倉の八幡宮、川崎の大師などを参詣し、江戸を経由して二月一八日帰宅した。

穂之助たち千人同心は、一五日の晩は大磯の狐師町の漁師、清右衛門の至って見苦しき家に泊る。翌一六日は小田原泊り、ここで髪月代さかづきしろを致す。

一七日 小田原宿を午前三時出立、箱根山にかかる。「夜の内はかがり火・松明たいまつにて見送り、至て丁寧なり」とほめ、この夜泊った三島宿でも「池野屋宗兵衛方に泊り、此の宿至て丁寧、朝夕酒肴沢山ニ馳走になる」とあり、普請中の三嶋大明神に参詣する。上様七ツ頃本陣着。

一八日 天気 沼津で小休止、昼食は原宿、泊りは吉原宿、このあたりは富士山根元まで見ゆると記す。

一九日 天気 吉原を立ち富士川の渡しを船で越え、「この川の水瀬早きこと矢の如し、船数およそ百艘もこれあり」とあり、相当の激流のようである。由井宿にて昼食、それより左手海辺を通り、三保の松原を見渡して興津着おきつ。

二〇日 曇 江尻にて上様小休、一二時府中の城に到着、千人同心砲術方大手門より入る。御城代赤門脇に平伏している、上様は歩いて赤門に入る。穂之助たちは人宿町稲田屋久右衛門に泊る。この宿は砂糖・菓子問屋で、逗留中酒肴茶菓子度々馳走になる。

二一日 雨天 雨の中を久能山参詣。

二二日 御城出立しゅつたつ、安倍川を上様は輦れんだいにて御渡り、穂之助も輦れんだいにて渡る。それより鞠子宿にて小休、岡部宿本宿にて昼食、それより宇都野の御羽織屋忠左衛門方にて小休、この家には太閤秀吉公の陣羽織一ツ、茶碗一ツ、この二品はこの家の宝物也。藤枝宿泊り。

二三日 雨天 雨の中を出立、金谷で昼食、大井川を上様は輦れんだい、供の者は輦れんだい、肩ぐるまにて渡る。それより小夜の中山へ掛る、ここには夜鳴き石あり、名物の飴の餅一つ五文也、掛川宿泊り。

二四日 掛川宿出立、天竜川を上様は黒羽織、股引ももひきをつけ身支度をすませて、徒歩で船付場まで行き、船にて渡る。井上河内守六万石の城下町、江戸より六五里、浜松泊り。

二五日 暁七ツ時（午前四時）出立、舞坂より海上一里の間は船にて新井の関所をぬけ、吉田宿に着く。穂之助たちは魚町松屋国蔵方に止宿、ここは松平伊豆守の城下町。

二六日 雨天 吉田宿出立、本日は岡崎泊り。

二七日 岡崎を六ツ半時出立、「地鯉鮒」ちりゆう宿ここで昼食、それより桶狭間おけはざまへ掛り、往来左の方に今川義元公の石碑あり、右の方鎧掛松よろいあり、上様の旅宿は尾州公の浜御殿。

二八日 六ツ時（午前六時）出立、岩塚宿小休、熱田より佐屋へ廻り、右の方遙はるかに名古屋城の天主閣見える。九ツ時佐屋着、上様本陣で昼食。それより佐屋川（木曾川）二里の間船路となり、上様の乗る船は屋根二階、船役人が付き、御紋付の幕を張り廻し、赤地に金の紋の船印を押立て、屋根の上には麻かしも裱しを着た侍七、八人四方を見張る。お付の船四、五艘はお召船の前後左右につづき、お先船（案内船）は太鼓を打鳴らし、そのほかの船数艘もこのお召船を警護している。「まことに嚴重にて筆紙に尽し難し」と穂之助は警護の嚴重さを記している、桑名宿泊り。

二九日 大雨の中六ツ時出立、富田宿で小休、名物の「焼はまぐり」を馳走になる。上様の宿は代官多羅尾民部の陣屋、かつては家康公の隠居地であった。穂之助たちは西町の米屋善兵衛方に泊る。この夜は当町の物持より供奉の者たち一同に、餅一包ずつ、ほかにわらじ・花餅などの差入れがあった、四日市泊り。

三〇日 天気大風 六ツ時出立、石薬師にて上様昼食、当組は尾張屋惣左衛門方にて昼食。それより亀山宿着、上様は本陣旅館、我々砲術方は宿はずれの野村というところの百姓家に泊る、亀山宿泊り。

三月朔日 天氣 閑宿にて小休、坂の下宿昼食、上様は本陣で小休、それより鈴鹿峠に掛り九ツ半（午前一時）ようやく土山宿棒鼻へ泊る。たいへん難儀だったようである。

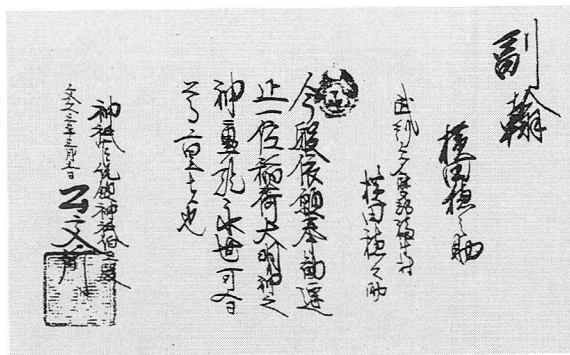
二日 風雨 土山出立、水口で昼食、上様本陣で小休、向うの方に百足山見ゆる、七ツ頃石部着。上様の旅館は本陣、当組は升屋甚右衛門方に泊る。

三日 雨天 四ツ時より天氣になる、石部より草津をぬけ、しばらくいくと本多隱岐守殿六万石の膳所（ぜいせ）の城が見える。それより瀬田の大橋にかかる、大橋九三間（約一七〇メートル）小橋三六間（約六五メートル）あり、左の方石山寺遙かに見える、此の橋にて近江八景見ゆるなり。夕七ツ頃大津に着く、上様の旅館は御浜手陣屋なり、当組は石川町光西寺へ三六人が泊る。この泊りには砲術方にて、宿の前後を堅め、当組は下関寺町番所へ相詰る、夕七ツ半時御長柄方（ながえ）と交代。

いよいよ京が近くなり警戒が厳しくなる。

入 洛 四日 天氣 暁八ツ半（午前三時）大津宿を出立、是れより何れも惣人数、鉄砲方二八八人、銘々鉄

砲を所持、ここにて長柄を渡されこれより御供になる。ただし長柄五〇本也、五ツ時（午前八時）頃京都市中に入る。上様三条大橋より二条城に御着きになる、一日中急ぎ（かきぞお）駆通しであった。京都町方の老若男女群集（おびただ）し、千人同心砲術方御先供は大手門南北方へ向い、四小隊人数一七四人は二列に堅める、残り砲術方千人同心は大手より北方、西方より東方へ向い堅め、長柄方は東方より御城の方へ向い堅め、其の外江戸鉄砲隊は北方に堅め、其の外警護の面々嚴重なり。四ツ半（午前一時）御供奉方全員引取る。当組は御幸町二条上ル町達磨町（だるま）三六人三軒に割旅宿、惣之助は医師泰庵宅を立退かせ一三人旅宿なり。昼食は当町中より差出し候、千人頭兩人の旅宿は同町浄慶寺。



図Ⅲ-115 稲荷正一位の官位 (横田壽光家文書)

こうして京都入りした穂之助たちは、鉄砲方・長柄方とも全員が鉄砲や槍を肩にして、大津からほど一日中駆け通しで、三条大橋から二条まで、町中老若男女の夥しい群集の中を進駐し、ただちに警衛配備という緊張した一日であった。それにしても二月七日八王子宿を出立してから、二七日かかっての京都入りである。

五日 天気 休息に付き神社仏閣の見学に出る。まず本能寺に参り信長公の墓を見、知恩院に詣でる。ここには京都一番の大鐘があり「大きなこと広大なり」と記している。それより京都総鎮守の祇園社(八坂神社)へ詣でる。門前は祇園町、揚屋町、四条橋芝居小屋があるが上洛のため休業中、それより清水の観音にいき、清水の舞台より洛中を一望に収めている。

六日 天気 本日御城内の警衛を仰せ付けられる。九ツより一番・二番・三番・四番、半隊ずつ鉄砲持参にて昼夜交代、休みなく城内の見廻りをする。詰所は大御番方の下、見廻り人数は司令一人・同心五人あて、交代時間は朝七時

より夕六時まで、もつとも当番は隔日。

七日 天気 非番 北野天神・金閣寺・今宮大神宮・紫野大徳寺・上・下加茂社・名所めぐりに一日費やす。

八日 当番にて御城詰。

九日 雨天 六角堂・西本願寺・東寺・六尊王経基公社・それより島原傾城町へきた所、大雨になり早々宿に帰る。

一〇日 天気 当番。

一日 雨天 孝明天皇、將軍家茂を随え、攘夷祈願のため加茂神社（京都市北区）に行幸、諸大名総供行列は筆紙に尽し難し。加茂川原に諸大名の見張陣屋あり、夜に入り還御。

二日 当番 今日より見廻り場多く成る。

三日 曇 白川殿（白河法皇の御所）へ詣で稻荷の官位を請ける（正一位）、御所内侍所を拝し、吉田神社を参拝、地内に八百万やおもひの神あり、それより真如堂・新黒谷光明寺へ参る。ここに熊谷鎧掛松ならびに石塔がある、それより銀閣寺へ行く、だんだん大雨になり帰る。

四日 曇 当番。

五日 天気 下立売しだりうり通りより妙心寺へ参る、この寺いたって大寺なり。それより御室御所・仁和寺にんな（古義真言宗御室派大本山）ほか地内に九社明神・五重塔・七堂伽藍・弘法大師の開帳を拝しそれより大覚寺・嵯峨野清涼寺釈迦如来を詣で、嵐山へ行く、松・紅葉・さくら多し、前に桂川後に嵐山、ここに法輪寺の虚空蔵あり、一三才の女の子の智恵参り（十三参り）の場所なり。

六日 曇 当番。

七日 雨天 増御手当金一人に付き金三両三分、ほかに陣笠代一分受取る。

八日 天気。

九日 三十三間堂・大仏殿へ参詣大鐘あり、無銘だが秀頼公の建立なり。

二〇日 天気 当番 御目付衆の見廻りがある。

上様明日還御の予定であったが発駕延引、しばらく滞京する旨の通達が出る。

二一日 天気 東寺では弘法大師の縁日であった。それより島原では太夫天進道中を見物、島原一番の揚屋座敷を見物。この日東寺・島原参詣の男女咫尺の寸暇もないほど、見物人が群集している。

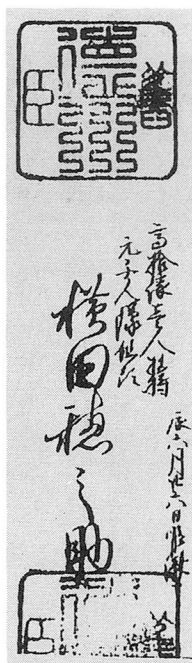
二二日 天気 朝六ツ半（午前七時）に出立し比叡山に参詣、伝教大師御廟堂・弁慶堂・向堂四方廻廊・山内をくまなく見学し、ただちに山を下り坂本山王二一社を参拝し、東照宮ならびに慈眼大師へ参りそれより一八丁（一九六三メートル）ほど行き、唐崎の松を見物し、ここより大津宿まで一里半（六キロメートル）船に乗る。船賃は乗合にて一人四八文ずつ、三井寺参詣。このところにて近江八景あらまし見え、「誠に景色筆紙に尽し難し」と絶賛している。ここまできたとき、明日上様御発駕の趣を聞きおよび、大急ぎにて罷り帰る。タセツ（午後四時）京の旅宿着、早速荷造りそのほか支度のできた者から大手先に詰めていたが、延引の沙汰ゆえただちに城定例の警衛と交代する。横田穂之助の個人的趣味もあるのかもしれないが、実に各地をよく見て廻り、その行動力には感心させられる。また小山村（神奈川県相模原市）の萩原安右衛門も、穂之助と同じ四番組に属し「御上洛日記」を残している。それによるとなかには穂之助と同じ日に見物している記述も見える。

（長田かな子「相模原の千人同心」『相模原市立図書館・古文書室紀要13』）

四月四日 天気 寒さ強し非番。

五日 雨天 当番 今日より食事の賄い一人分二四〇文にて、朝は汁・香の物、昼は香の物ばかり、夕飯も朝同様、だいぶ貧しい食事である。

（中略）



図Ⅲ-116 徳川旧臣
之証(横田壽光家文書)

一日 晴天 極暑の中孝明天皇が將軍家茂を從えて、攘夷祈願に石清水八幡に参詣する予定であったが、將軍は神前における攘夷誓約を避けるために、表向きは風邪による発熱として、随行を中止し、一ツ橋中納言(慶喜)が名代として参拝しようとするが、急に腹痛をおこし慶喜も中止してしまう。(芝原拓自「開国」『日本の歴史23』)。

二〇日 雨天 当番 この日砲術方一同麻羽織を受取る、ならびに旅扶持を五〇日分、金二両と二一文ずつ受取り、内金一両は諸入用として神宮寺金一郎へ預ける。

二一日 晴 上様二条城を出立、石清水八幡宮に参詣、ただちに大坂城に入る。

大坂に着いた穂之助は、相変らずの探究心から、大坂の市中を見学して廻り、船を一艘借り切り、魚釣りにまで出かけている。

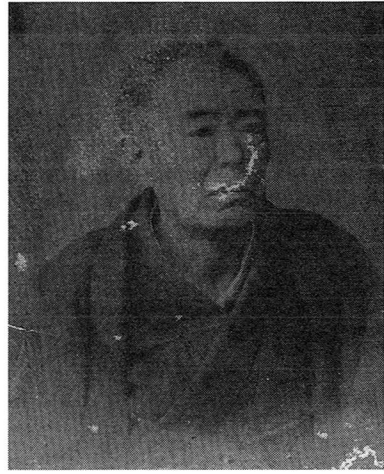
二〇日 次のような達書が出される。

御達書

一 攘夷之儀、五月十日拒絶に及ぶ可き段御達しニ相成り候間、銘々之心得ヲ以て、自国海岸防禦筋、いよいよ以て嚴重ニ相備え、襲来候節は掃攘致し候様致さる可く候

右之趣万石以上、以下之面々へ洩らさざる様
早々触れらる可く候
別紙

一 蛮夷掃攘として一橋中納言殿、明廿二日当地発駕、関東へ下向致され候、此段相触れ



図Ⅲ-117 晩年の穂之助
(横田壽光家蔵)

らる可く候

四月

ついに文久三年（一八六三）五月一〇日、攘夷を実行することを幕府は認めたのである。

その日尊攘派の中心であった長州は、下関で米船を砲撃、ついでフランス・オランダなどの船艦を砲撃する。このように市中騒然としたなかでも、穂之助は持ち前の探究心から、五月六日の島原新町の遊女太夫の天進道中（^神）を見物している。將軍の還御が延期となり節句後まで滞坂ときまり、暑くなったので銘々の夏服の取

寄せを手配中であるが、端午の祝儀には間にあい兼ねるので、平服での出仕も苦しからずとの通達が出る。

五月七日 本日は御城筋金御門において、砲術の上覧があるので、穂之助たちは朝四ツ（午前一〇時）供揃（^{ともぞろい}）で城に向う。

二〇日夜 姉小路少将退出のとき、朔平門付近にひそんでいた乱暴人により、刃傷におよぶ事件が発生する。

文久三年は京都において、攘夷運動が最高潮に達した年である。かくて騒然たる世相の中を過した穂之助たち千人同心は、六月三日の將軍御暇御参内の行列の警護を済ませ、六日は祇園社の宵宮を見物し、七日朝八時頃より四条通りの町家の二階より祇園祭の見物を名残りに、將軍還御の供奉（^{ぐぶ}）にあたる。穂之助の記した上洛供奉の日記も六月七日以後の記述は散逸していて、復路の詳細を知るすべもない。

元治元年（一八六四）一月には組頭役を仰せ付けられる。同年十一月、甲府賊徒（水戸天狗党）追討のため、山本弥左衛門に率いられて出役し、御手当金を受ける。

慶応二年（一八六六）六月には、八王子千人同心に神奈川表（横浜）の警衛定番（一か月交替）を仰せ渡され、同七月には神奈川表の警衛におもむき以後たびたび勤める。この年一〇月千人同心を千人隊と改称する。また同三年五月二八日八王子宿を出立、穂之助にとって千人同心として最後の勤役となった日光東照宮警衛のため組頭としておもむく。同四年一月幕府が崩壊し、八王子千人隊にも最後の日がくる。徳川氏と駿府にいった者三十数名、帰農した者八二〇余名、こうして同心たちはちりぢりになっていった。

弘化二年（一八四五）一月、父左市の番代りを仰せ付けられてより、二三年間勤めた千人同心としての役目を終わり、六月二六日にお暇願いを許され、「徳川旧臣」の印章を受ける。このち穂之助は、村内において医師として、また村人たちのよき相談相手として活躍し、明治二九年（一八九六）五月二八日、六八年の生涯を終える。

第三節 武州世直し騒動

1 江川農兵と拝島宿組合

文久期になると、開港を端緒とする対外問題は、これまでの幕府と朝廷との関係を逆転させ、政治の中心は京都に舞台を移していった。こうした情勢のもと幕府にとっては、全国の直轄地における支配の維持・安定が最重要課題と

表Ⅲ-98 文久3年2月拝島宿組合大小惣代等一覧

役 名	氏 名		年 齡	持 高	農間余業
大 惣 代	福生村名主	十兵衛	47 歳	75 石余※	酒造渡世
〃	砂川村名主	源五右衛門	59 歳	48 石余	水車渡世
小 惣 代	中藤新田名主	弥一郎	53 歳	30 石余	〃
〃	岸 村名主	平兵衛	44 歳	43 石余	〃
〃	中藤村名主	佐兵衛	40 歳	8 石余	荒物渡世
寄場役人	拝島村名主	甚五右衛門			
道案内人	拝島村百姓	国五郎	37 歳		旅籠渡世

田村半十郎家文書「御取締向御用留」より作成

※ 同文書「大小惣代寄場役人道案内人名前書上帳控」では48石余とある

なっていた。そのため文久三年（一八六三）七月には、支配所に陣屋がある代官へ在陣が命じられ、取締および収納筋に尽力することが申し渡されている（「御書付留」国立公文書館蔵）。幕府の膝元である関東には、旗本や寺社の小さな領地が複雑に錯綜（さくそう）しているため、文政の改革組合村の設置による領主の違いを越えた一円的な取締機構が設けられていた。そのため関東における直轄地の支配の安定は、私領を含めた改革組合村の機能の維持・強化となっていた。表Ⅲ-98は、福生地域の村が所属する、拝島宿組合大小惣代などの一覧である。福生村の名主田村十兵衛は、拝島宿組合の大惣代として、村域を越えた重要な役割を果たしていく人物である。

文久三年三月、前年におこった生麦事件の賠償を要求するイギリス軍艦四隻が来航し、交渉の推移によっては戦争にも発展しかねない事態となった。福生市域にも、「横浜に異国船が数十艘来航し、近々合戦になると大騒ぎになっている」という情報もたらされている。江戸市中は、大名や旗本、町人たちが家族や家財を避難させようと大混乱におちいった。そのため船頭や車引き、荷物の運搬に従事する人足の賃金があつという間に高騰したほどであった。多摩地域は江戸に近く旗本の知行地も多かったので、旗本や江戸の町人が家族の立退所（避難所）として部屋を借りることが少なくなかった。

第3節 武州世直し騒動

表Ⅲ-99 文久3年4月手広住居取調一覧

石 畑 村	百姓	政 藏	20 畳半	
"	百姓代	源 兵 衛	22 畳	
"	"	三 左 衛 門	22 畳	
岸 村	百姓	与五右衛門	20 畳	
"	名主	平 兵 衛	20 畳	
箱根ヶ崎村	組頭	伴 右 衛 門	20 畳	
"	百姓	兵 右 衛 門	22 畳	
"	"	金 左 衛 門	20 畳	
殿ヶ谷村	名主	庄 三 郎	22 畳半	
"	年寄	平 十 郎	20 畳	
"	組頭	幸 右 衛 門	24 畳	
中 藤 村	百姓	文 右 衛 門	20 畳	
"	"	与 右 衛 門	20 畳	
"	名主	源 藏	28 畳	
"	百姓	藤 十 郎	22 畳	
芋久保村	名主	景 左 衛 門	22 畳	
"	組頭	八郎右衛門	22 畳半	
三ッ木村	年寄	藤 吉	25 畳	江戸麴町拾丁目絹屋安五郎へ貸与
"	百姓	市 右 衛 門	20 畳	
中 藤 新 田	名主	弥 一 郎	20 畳	
熊 川 村	名主	弥 八 郎	22 畳	
福 生 村	名主	十 兵 衛	22 畳	江戸丸屋町山田屋清助へ貸与
"	百姓代	佐 助	20 畳	
"	百姓	市 弥	20 畳	
"	"	新 七	20 畳	
拝 島 村	名主	甚五右衛門	26 畳	江戸市ヶ谷田町下式丁目福永屋義八へ貸与
砂 川 村	百姓	弥 五 八	18 畳	尾州家中家族へ貸与
"	"	勝 平	20 畳	"
"	組頭	宇 八	22 畳	"
"	"	重 左 衛 門	22 畳	"
"	"	弥 兵 衛	24 畳	"
"	"	七郎右衛門	20 畳	"
"	名主	源五右衛門	24 畳	"

田村半十郎家文書「手広住居書上帳控」より作成。なお、大神・上河原・宮沢新田・中里新田・殿ヶ谷新田・横田の各村には該当する手広の住居はない。

表Ⅲ-99は拝島宿組合のうち、江戸から一〇里以内の江川代官領の村を対象に、村役人または身元の者で広い部屋を所有している者を調査したものである。このうち約三割の一〇軒が、江戸の町人や尾張家の立退所となっている。江戸の町人は、日ごろから商売などで関係のある者であろう。砂川村（立川市）の場合、七軒すべてが尾張家家中の立退所になっているのは、名主の源五右衛門が尾張家の鷹場案内人を勤めていた関係からとおもわれる。

同じ時期、旗本田沢氏の知行地であった熊川村内出もまた、前述のとおり（本章二節）田沢氏の立退所になっている。田沢領熊川村の名主三郎左衛門のもとには、將軍家茂の上洛に際して、大小の長持ち二棹と飯米四俵が預けられている。そして万一の場合には、以前からの申しつけどおり組頭一人と人足四人が馬を連れて出府し、田沢氏の妻子を避難させることを確認する書状が出されている（『近世1』54）

こうした状況のもと、三月一九日には勘定方および関東取締出役が廻村し、村方の取締についての指示を与えている。万一、イギリス軍艦と戦争になった場合、これに乗じて無宿無頼の徒が乱暴をはたらく虞がある。そのときは半鐘などの合図で村人がかけつけ、乱暴人を取り押さえて取締出役へ届け出ること。もし手にあまるようなら「斬捨打殺」してもかまわない。こうした取締は、「多年之御恩沢」に報いる「御奉公筋」と心得よ、というものであった。指示をうけた拝島宿組合では、各村内に数か所の見張番所を設置し、各家ごとに竹槍を備え、非常の場合には昼夜の見回りをすることと決めていた。また、悪党が大勢の場合は、高一〇〇石に三人の割合で人足を出し、村名を記した旗や提灯をたててかけつけることも決められていた（『御取締向御用留』田村半十郎家文書）。取締出役や大小惣代の指揮のもと、組合村から人足を徴発して治安維持にあたる体制が整えられたのである。

これに先立つ文久三年三月一六日、拝島宿組合のうち江川代官領の二二か村から、約一〇〇挺の高島流小筒の拝借

願いが出されている。理由は、近年村方に盗難が頻発して難儀している。それも数人単位の刀や鉄砲で武装した集団による押し込みであるので、村方では抵抗ができないでいる。しかも近年、イギリス軍艦の渡航により、江戸から家財道具や老人・子供を近在の村々に避難させることが多くなっている。そのため押し込みにねらわれる危険性も高く、鉄砲で村方を防衛したいというものであった。しかもこの願書では、鉄砲の拝借が許可されるのならば、鉄砲製造方の入費として村方から出金する用意もあると述べられている（『諸願書留』田村半十郎家文書）。

江川代官による農兵取り立ての建白は、はやくは天保年間（一八三〇～三三）に出されており、ついで嘉永・文久期にそれぞれ出されている。しかし天保・嘉永期の農兵取り立ては、伊豆周辺の海岸防備を目的としていたのが、文久期には管内の治安維持をもあわせて担う内容に変化していることが指摘されている（茂木陽一「幕末期幕領農兵組織の成立と展開」『歴史学研究』464）。このような農兵の役割の変化の背景にあったものが、村方における治安の悪化と、拝島宿組合の鉄砲拝借願いにみられるような、治安維持への村方の積極的な対応であったことは、大変興味深いことである。とくに村方で費用を負担する意思のあることを明記していることが重要である。

江川代官による農兵取り立ての建白には、幕府内部でも賛否両論があり、消極的な立場からは、農（農民）と兵（武士）の身分の問題や、農兵が代官に反抗する虞があること、農民の負担が増加することなどが憂慮されていた（『長坂氏記録』京都大学文学部蔵）。農兵は指導者しだいでは、容易に代官に敵対する存在になるという憂慮は、八月の天誅組の乱と、一〇月の生野の変により現実のものとなるのである。もともと軍事的な機能をもたない代官所は、武力による攻撃には無力であった。そのため生野代官川上猪太郎が殺害されるという事態になったのである。そこで幕府は、代官所の襲撃にたいしては近隣諸藩の応援をうけることを前提としつつも、ある程度の自衛のための武力を

持たざるをえなかったのである。文久期に打ち出される代官の在陣化政策を保証するための条件のひとつが、代官所防衛のための農兵の取り立てであったのである（『革政録二』東京大学史料編纂所蔵）

文久三年八月、幕府は幕府領での農兵取り立てを決定し、その具体的な見込みを上申させた。そして一〇月には、江川代官に農兵の取り立てを許可したのである。江川代官からの上申では、農兵を銃隊に取り立て、農兵に苗字帯刀を許可する内容になっていたが、苗字帯刀のほうは許可されなかった。

農兵の取り立てにあたり江川代官の手付柏木総蔵は、江戸役所に福生村名主田村十兵衛と柴崎村名主鈴木平九郎を呼び、内々で農兵取り立て方についての相談をしている（「文久三年日記帳」田村半十郎家文書）。この席で柏木は、この度幕府領一般に農兵の取り立てが許可され、まず江川代官に具体的な仕法の作成が命じられたことを説明し、管内への布告に先立ってこの二人に意見を求めたのである。このとき鈴木平九郎は出府しなかったため、田村十兵衛が意見を述べることになった。十兵衛の意見は、まず八王子辺に多摩地域の組合村の大小惣代や寄場役人を集め、一とあり農兵取り立ての説明をする。そして惣代たちの意見を聞いたうえで仕法を決定し、それからそれぞれの組合村に持ちかえって説明させるようにしないと、とても永続的な仕法とはならないこと。それに農兵の取り立てが、江川代官所管内だけのことであるなら、村々は納得しないだろうと、農兵取り立ての申渡しにさいして慎重な対応をうながしたのである。

一月一日、柏木は手代の三浦剛蔵とともに八王子へ出役し、武州相州の組合村の惣代を集めて、農兵の取り立てについて相談し、農兵の取り立てと各人への鉄砲の貸し渡し、それに農兵入用への献金を申し渡したのである。この農兵取り立ての主旨として、まず幕府による徳川三〇〇年の太平の国恩に報いるため、そして村々においては産業と

第3節 武州世直し騒動

表Ⅲ-100 拝島宿組合の農兵人員

村 名	村 高 (石)	家 数 (戸)	人 口			農 兵 人員A	農 兵 人員B
			男	女	合 計		
拝 島 村	260.5410	25	80	71	151	1}	1
熊 川 村	169.9140	60	139	146	285	1}	
砂 川 村	2,016.0620	379	1,214	1,194	2,408	11	24
川 崎 村	104.2710	53	140	130	270	2	2
中 藤 村	1,403.7740	348	1,001	1,096	2,097	10	8
横 田 村	117.9090	33	90	86	176	1	1
芋 窪 村	314.0670	81	194	199	393	2	2
三ッ木村	635.3650	95	276	260	536	2	6
殿ヶ谷村	245.2180	73	216	225	441	1	2
箱根ヶ崎村	498.4310	138	360	366	726	3	4
岸 村	321.0800	73	216	198	414	1	2
石 畑 村	575.1650	145	398	384	782	2	4
福 生 村	926.2541	236	624	622	1,248	7	9
中 藤 新 田	202.7460	53	178	173	351	1	1
芋久保新田							1
羽 村	983.2660	274	741	712	1,451	7	5
殿ヶ谷新田	255.2130	26	89	87	176}	1	
中里新田	145.9880	35	90	85	175}		
宮沢新田	74.3300	16	50	48	98}		
大 神 村	102.0260	12	38	36	74}	1	1
上 河 原 村	88.3620	26	75	66	141}		
合 計	8,584.9701	2,216	6,299	6,296	12,568	54	73

田村半十郎家文書「覚」より作成。農兵人員Bは、同文書「農兵人名前控」より作成した。いずれも年欠資料であるが、前者は文久3年の資料、後者は元治元年段階のものと考えられる。人口の合計で計算があわない箇所があるが資料のままとした。

家の繁栄を維持するため、村高と人員に応じた農兵を出し、期限をかぎって交替することが強調された。徳川家への恩は別にして、農兵取り立てが村方の治安維持のために必要であり、それが村方および家の繁栄を守ることにつながるという説明は、村方からの農兵取り立てをうながすためには必要な論理であった。

江川代官所における文久期の農兵取り立ては、支配所管内の治安維持を目的とするものであった。

表Ⅲ-101 農兵・手代り持高表

持 高	農 兵	手代り	合 計
50石以上	4	1	5
30石～	5	0	5
10石～	11	15	26
5石～	13	13	26
1石～	15	18	33
1石以下	4	3	7
不明	2	2	4
合 計	54	52	106

田村半十郎家文書「覚」より作成
注 手代りが任命されていない農兵が2名いる。

た関東代官にたいする支配所取締向きの手本として進行したのである。このとき組合村の道案内を連れて出席していた田村十兵衛は、同六日に拝島宿組合へ持ちかえて相談し、さらに九日には福生村の組頭へ、そして庭場へと相談の範囲を一般の農民にまで広げていく。こうして拝島宿組合では、農兵人数六八人、農兵献金額九一九両とする合意を得たのである。

表Ⅲ-100は、拝島宿組合の村高・家数および人口と農兵の人数を一覧にしたものである。農兵人員Aは、文久三年一月の時点と考えられる資料より作成したものである。拝島宿組合の場合、当初は所沢宿組合に属する入間郡上藤沢村（埼玉県入間市）など八か村がこれに加わっていたようで、これら八か村の農兵一三名を加えると、一名少ないが六七名になる。農兵には、それぞれ「手代り」一名が交替要員として配置されている。表Ⅲ-101は、農兵および手

江川農兵の取り立てと並行して、関東代官へは管内への陣屋または出張陣屋の設置が申し渡され（「御用留」江川文庫・静岡県韭山町）、さらに代官の在陣が命じられている（前掲『革政録二』）。江川代官には、甲州街道の府中宿近辺に出張陣屋を設置することが計画されていた。そして、陣屋設置と代官の在陣にあたり、旗本や御家人の厄介などで槍や剣術の腕のたつ者を代官所付属とし、陣屋の防衛と管内の百姓への武芸稽古にあたらせることも布達された。百姓の武芸稽古が解禁となったことにより、関東各地では農民の剣術が盛んになっていく。これはもともと陣屋防衛を目的としたものだったのである。江川農兵の取り立ては、こうし

表Ⅲ-102 農兵・手代り身分一覧

身 分	農 兵	手代り
名 主	10	0
同 寄・組	6	0
年 頭	7	5
同 俣	13	6
百 姓	2	1
同 俣	2	1
百 姓	6	25
同 俣	6	11
不 明	2	3
合 計	54	52

田村半十郎家文書「覚」より作成
注 同左

代りに任命された者の持高の一覧である。だいたい一石から二〇石台に集中しており、三〇石以上の者がほとんど農兵であることを除けば、農兵と手代りに持高の差異はみられない。表Ⅲ-102は、農兵および手代りの肩書きを一覧にしたものである。農兵の場合、名主や組頭などの村役人とその俵が全体の七〇パーセント以上を占めていることが注目される。これに対して手代りのほうは、村役人層は全体の二五パーセントに過ぎない。このような村役人および村落の中間階層からなる拝島宿組合の農兵は、多摩地域のほかの組合村の農兵と共通する構成であったことがわかる。農兵取り立てに際して、組合の惣代から各組合の村役人、そして村民へと合意を取り付けていく方式にみられるような、組合村の惣代および村役人層主導の側面が、農兵の人選にも反映されたものとみることができる。表Ⅲ-103は、農兵への献金高の書上げである。拝島宿組合の合計は七一二両、所沢宿組合の分は一二三両で、合計は八三五両である。これらの献金は、元治元年（一八六四）一二月と同二年二月の二回に分けて江川役所に献納され、幕府からは各村々へ褒美銀が下り渡されている。この褒美銀について、農兵取り立ての中心であった柏木総蔵は、「農兵上金の褒美について申し上げたけれど、採用とはならず、只々金額の多少に従った御沙汰となった。何とも嘆かわしい。しかしあなたの功績は格別であるので、別の機会におまた申し上げることにしたい」との書簡を、田村十兵衛に送っている（『近世3』142⑩）。柏木は、今回の農兵取り立てに際しての十兵衛の働きをとくに評価し、苗字帯刀御免などの措置を考えていたのでもあろうか。

表Ⅲ-103 文久3年11月 拝島宿組合農兵献金一覧

村 名	献金額 (両)	献 金 者 数 (人)		
		村役人	百 姓	合 計
拝 島 村	20	1		1
砂 川 村	155	4	18	22
殿ヶ谷村	30	3		3
川 崎 村	24	2		2
岸 村	25	2	5	7
石 畑 村	36	8	3	11
三ツ木村	50	2	6	8
箱根ヶ崎村	37	2	13	15
大 神 村	12	2		2
上 川 原 村	2	1		1
熊 川 村	12	2		2
中 藤 村	130	2	21	23
横 田 村	12		3	3
芋久保村	25	5	6	11
中里新田	5	1		1
殿ヶ谷新田	5	1		1
宮沢新田	2	1		1
長谷部新田	12	1	3	4
福 生 村	120	9	2	11
合 計	712	49	80	129

田村半十郎家文書「農兵御取建献金名前書上帳」より作成

村 名	献金額 (両)	献 金 者 数 (人)		
		村役人	百 姓	合 計
矢 寺 村	24	2	4	6
坊 村	12		6	6
上 藤 沢 村	12	3	3	6
下 藤 沢 村	24	3	3	6
林 村	24	4	4	8
糝 谷 村	24		2	2
栗 原 新 田	3	1	2	3
合 計	123	13	24	37

田村半十郎家文書「雜記」より作成

江川代官による農兵取り立てや関東代官の陣屋設置の準備が進行している最中の元治元年三月、水戸尊攘派が筑波山で挙兵した。関東各地に展開していく筑波勢の影響を無視しえなくなった幕府は、浪士の捕縛および殺傷をも許可して取締を強化していく。関東代官へも管内最寄りへの出張が命じられ、多摩地域では江川太郎左衛門が八王子近辺、屋代増之助が田無近辺の取締の担当を命じられている。その際、近隣諸藩兵の応援を求める体制がとられており、これらの地域は川越藩と岩槻藩、それに八王子千人同心の担当となった。ただし、八王子千人同心は、日光の警備を担当する関係上、とくに支障がある場合には、井伊家の世田谷陣屋の応援を受ける手筈も整えられていた（江川文庫）。



図Ⅲ-118 農兵が使用したゲベール銃

こうしてみると多摩地域は、藩の軍事力の配置上、空白地帯となっていたことがよくわかる。江川代官領では、手代の増山鍵次郎が各組合村を廻村し、浪士取締にあたり各村内から壮強の者を選び、竹槍を持たせて待機させるように指示がなされている。拝島宿組合では、文久三年のイギリス船騒動のときと同じく、村民にそれぞれ竹槍一本を用意し、高一〇〇石につき三人の入足を取り決め、代官の指示があればいつでも出動できる体制がとられている（「文久四年御用留」田村半十郎家文書）。村方の防衛というよりは、代官所の軍事的な弱体性を補完するものとして、積極的に組合村の「武装化」が代官の要請により進められたのである。

こうした緊迫した事態のなか、九月には、代官所より農兵の鉄砲方教示方の人手が少ないので、各組合より二、三人ずつ芝新錢座で稽古させたいとして、人員を派遣するようにとの触れが出される。このとき各組合村からは二人ずつを派遣することとし、拝島宿組合からは大惣代の砂川源五右衛門と福生村の田村岩次郎が出府している。この二人はいずれも農兵で、砂川源五右衛門は大惣代として全体を監督し、岩次郎は、実際の農兵訓練を担うことになるのである。とくに、田村十兵衛の息子である岩次郎はこの日から約五〇日間稽古のため出府し、芝新錢座では「塾長」を勤めている。このような農兵教示方への農兵自身の採用により、一般の農兵を増員させることとなり、各組合ごとの増員数も決定している。拝島宿組合は七名の増員であった（前掲表Ⅲ-100の農兵人員B）。

江川農兵の銃隊は、農兵二五人を一小隊とし、隊頭取（並）―什兵組頭―差引役―小頭（伍卒

組」という構成を基本としていた。末端の伍卒組は、小頭を中心に連帯責任を負うため、「親類・兄弟のように」親しくすることが必要とされた。各小隊にはそれぞれ隊名があったようで、小隊ごとに旗が使用されている。田村家文書の農兵規則書写しの表紙には、「精武隊」の名が記されているので、あるいはこれが隊名として使用されたのかも知れない。

元治二年二月より、各組合ごとの農兵訓練が開始されるが、最初の訓練は日野宿組合でおこなわれている。当日は、柏木や三浦など江川代官の手付衆も出張している。拝島宿組合でも少し遅れて農兵の訓練が連日おこなわれるようになる。拝島宿組合では、宝蔵院の境内などが訓練場に使用されているが、後には河原に稽古場が作られている。また、ある程度の訓練の後には、農兵を南北の二組に分けて小隊訓練をしたようである。そして訓練も兼ねて、組合内の巡回などもおこなっている。

こうして農兵が訓練を重ねていくにつれ、農兵を組合村の治安維持以外に使用しようとする考えが出されてくる。そのひとつは、慶応元年（一八六五）五月、長州再征の留守中の江戸の警備に農兵を動員しようというものである。留守中の警備には、新たな兵賦の取り立てが命じられたのだが、その兵賦が整うまで農兵を充てようとしたのである。この江戸警備にあたっては、柏木から田村十兵衛にあて、こんな書状が届いている（『近世3』142③）。將軍が農兵を上覧になり、農兵出府の件が内々に沙汰された。「今回のことは、まことに止むを得ないことで、決して今後の前例とはしない。また、期間も短くなるようにお願いするつもりであるから、なんとか了承してほしい」と。拝島宿組合では、農兵一同が相談し、高五〇〇石につき一人の割合で農兵を派遣することとしたが、農兵の江戸派遣はすぐに中止となり、農兵が江戸の警備に出動することはなかった。

幕府が江戸の警備に動員を考えたほど評価された江川農兵ではあるが、農兵そのものに問題がなかったわけではない。慶応二年三月、芋久保村に長脇差の男が五人やってくるという事件があった。村々では合図を鳴らして大勢がかけつけたが、稽古に動員されていた農兵は遅れをとり、この事態に対処できなかった。そのため村方や農兵から、農兵を勤める甲斐がないとの批判が出される結果となった（『丙寅日記』田村半十郎家文書）。この事件の顛末は不明であるが、村方の治安維持にとって、農兵が必ずしも村方の期待どおりの役割を担^{にな}えないことを象徴する事件であった。また福生村では、四月に農兵が辞職願いを出すという事態もおこっている。これは待遇の問題をめぐるものであったようである。福生村では急ぎ組頭や庭場の惣代と相談の結果、弁当代の支給はしないが、衣服だけは支給することで、農兵にこれまでどおりの勤務を約束させている。拝島宿組合の農兵は、こうした諸問題を内にかかえる存在でもあったのである。後に述べるように、三か月後の慶応二年六月には、拝島宿組合の村々は世直し騒動に捲きこまれることになる。しかし世直し勢と対決した江川農兵のなかには、拝島宿組合の農兵は登場しない。世直し勢が一気に押し寄せてきたこともあるが、そのほかにも指揮系統や農兵自体に内在するこうした諸問題も原因のひとつと考えることができる。福生村には、世直し勢鎮圧後の七月、農兵の再編をおこなったことをうかがわせる資料が残されている。この資料によれば、村人を「庭場」と考えられる一八〇名単位で組分けし、そのなかから農兵と掛り（手代りのことか）を一名ずつ選んでいる（「農兵方々数出組分取調帳」同家文書）。しかも、このとき農兵となっている者たちは、いままでの農兵とは半数以上入れ替わっているのである。これが何を意味するのか、残念ながら具体的なことは不明である。しかし武州世直し騒動を契機に、福生村の農兵の編成に変化がみられることは、農兵を考えるうえで重要な意味をもっているといえよう。ともあれ、騒動以後は、以前にも増して訓練が実施されている。

表Ⅲ-104 慶応3年拜島宿組合農兵の相州台場勤務一覧

農兵氏名	期 間	日 数	手 当	金	支度料	合 計	備 考
福生村 岩次郎	6/ 8~7/13	35	11両2分2朱	372文	3両	14両2分2朱	372文
羽村 伴 蔵	6/ 8~8/ 4 8/ 7~8/ 9}	58	19両 4両2分			23両2分	
箱根ヶ崎村 為太郎	6/ 8~7/13	35	11両2分2朱	372文	3両	14両2分2朱	372文
砂川村 平五郎	6/ 8~7/13	35	11両2分2朱	372文	3両	14両2分2朱	372文
中藤村 栄次郎	6/ 8~8/ 9	60	20両		4両2分	24両2分	
中藤新田 弥三郎	7/ 7~8/ 9	32	10両2分2朱	372文	3両	19両	外ニ3両
石畑村 林五郎	8/10~9/11	32	5両1分1朱	184文			
砂川村 才兵衛	7/ 7~8/ 4 7/ 7~8/ 4	27	9両		3両	12両	
合 計		341	112両1分1朱1貫672文		22両2分	135両3分2朱1貫124文 (134両3分2朱1貫116文)	

田村半十郎家文書「慶応三年農兵手当其外勘定帳」より作成。()内は筆者の計算による。

慶応三年五月、江川農兵に約一か月間の相州観音崎の御台場警備が命じられた。拜島宿組合からは、三人の農兵差し出しが申し渡されている。表Ⅲ-104は、御台場警備の勤務状況と、それに要した村方の費用の一覧である。観音崎の御台場警備には、期間が当初の予定よりも延長されたこともあり、農兵から不満が出されたようで、各組合ごとに交替要員を決め、一〇日後で交替するよう取り決めている。そのため、実際に勤務にあたった農兵の数は、この表よりも若干多くなっている。相州警備は、八月初旬には終わったようである。このような農兵への動員命令にた

いして、農兵はもとより、費用を負担する村方からも不満の声が出はじめていたのである。江川農兵には、このあとさらに江戸への動員が命じられ、一部の村からは動員免除の嘆願も出されることになるが、これについては八王子陣屋設置問題のところであらためて述べることにしたい。

2 武州世直し騒動

慶応二年（一八六六）六月、武州名栗村（埼玉県名栗村）辺りからおこった「世直し」を求める民衆一揆は、またたきに武州・上州を席捲（せうけん）していった。「ぶっこわし」騒動といわれる事件である。このとき打毀しにあった範囲は、現在判明しているだけで、武州・上州あわせて二〇二か町村、家数で五二〇戸にのぼっている（近世村落史研究会「幕末の社会変動と民衆意識」『歴史学研究』458）。

開港以来の諸物価の高騰を背景に、凶作や長州征伐などによる米価の異常な高騰が、都市民ばかりでなく農民の生活をも圧迫していた。そのため慶応二年には、近世においてもっとも打毀しや一揆が多発したのである。五月には將軍家茂の本営がおかれた大坂や、留守中の江戸で大規模な打毀しが発生したのをはじめとし、近辺の宿場でも同様の動きがおこっている。江戸の打毀しは、五月二八日の夜に南品川から始まり、芝・牛込・四ツ谷・赤坂・神田、それに本所などを席捲し、六月はじめの数日間、長州再征のため將軍不在の江戸を一時的に無政府状態におとし入れたのである（南和男『幕末江戸社会の研究』）。打毀しの対象となったのは、米屋や質屋、酒屋、料理屋などで、打毀しへの参加者は、裏店に住む「困窮人」であった。六月になると、内藤新宿でも打毀しがおこり、府中新宿では打毀しを目的に借家人が屯集する事件もおこっている。

こうした各地での動きに呼応するように、六月一三日夜、秩父郡上名栗村からはじまった武州世直し騒動は、わずか七日間に武州一五郡・上州二郡へとその範囲を広げていったのである。福生市域および近隣の村々への打毀しの波及は早く、一五日には青梅村（青梅市）で穀屋や酒屋が打毀され、翌一六日未明には福生村名主十兵衛家、そして中神村（昭島市）久次郎家、宮沢村（昭島市）金右衛門家がそれぞれ打毀されている。これらの家は、酒屋や織物商を営む在方商人であった。青梅での打毀しの報に接した福生村では、村方での打毀し勢の防ぎ方や御用諸書類の持ち出し方などを相談していたが、打毀し勢から、青梅から福生までの道案内の人足と弁当や酒などの提供を要求され、断れば村役人宅を打毀すといわれていた。打毀し勢は、このような要求を各村々へ出し、強制的に人足や焚き出しを求めながら勢力を拡大していった。福生村の十兵衛家の被害は甚大で、「家財諸道具は勿論、畳・建具はこなごなに毀され、穀藏の米は残らず道路に散乱し、酒藏の大桶は一八本ほど倒されて、流れた酒が屋敷内に溜って池となった。衣類や布団、諸書物はすべて引き破られ踏み散らされ、実に目もあてられぬ有様」であったという（近世村落史研究会『武州世直し一揆史料二』）。しかし家人にはひとりの怪我人もなく、世直し勢が頭取を中心とする統制された集団であったことを物語っている。十兵衛によれば、乱妨人との交渉がうまくいかなかったので打毀されたのだという。打毀しの対象となりながら、免れた家ではいずれも打毀し勢との交渉で、焚出しや施米をおこなっている。

福生村から中神・宮沢へと向かった打毀し勢は、八王子を目標して進んだが、防衛態勢を整えた代官所や農兵・八王子千人同心が固める築地河原で反撃を受け、壊滅していく。防衛の中心となったのは日野宿・駒木野宿・八王子宿組合の農兵で、八王子千人隊も出動して守りを固めていた。築地河原の渡船場の防衛を指揮した江川代官手代増山鍵次郎の菰山（静岡県菰山町）あての書簡によれば、打毀し勢が八王子へ向かうとの情報により、八王子へ駒木野組合

農兵などを配置し、日野宿組合農兵には築地の渡船場の防衛を命じ、砂川や拝島で打毀し勢の動静を探らせた。そして築地渡船場に、日野宿組合農兵にさらに駒木野宿組合農兵と八王子宿組合農兵、それに千人同心隊の加勢を得て防衛の布陣を敷いたのである。増山はこの書簡のなかで、砂川村に手付の井上連吉が詰めて村内の守りを固めたため、福生村にまでは手が回らなかった。もし福生村に出張していれば名主十兵衛家の打毀しは避けられたであろうといっている。井上は、扇町屋から周辺へ打毀しが波及することを警戒し、一日日には拝島へ八王子農兵を引き連れて出張していた。しかし打毀し勢が所沢（埼玉県所沢市）に押し入ったことにより、砂川へ向かい警戒にあたったのである。そのため拝島の渡船場などの警備は、「最寄りの農兵」に任されることになった（『慶応二年御用留』内出英雄家文書）。増山の報告をはじめ、打毀し騒動の資料には拝島宿組合の農兵はまったく登場しない。打毀し勢の波及力の速さに対応できなかったのであろうか。それはともかく、一六日から代官所を中心とする防衛態勢が整えられ、打毀し勢は各地で敗退し、打毀し騒動は終焉に向かったのである。

一六日の築地河原をはじめ、各地で打毀し参加者が逮捕され、八王子や府中などで逮捕者の取り調べが開始される。今回の騒動の逮捕者のなかには、福生村および熊川村の村民も六名含まれていた（『近世1』107）。そこで逮捕者をだした村々では、共同で逮捕者の保釈などを代官所に嘆願している。逮捕者の容疑は、いづれも打毀しの手伝いに積極的にかかわったかどうかということで、村方からは打毀し勢による強制的動員により止むをえず参加させられ、村方に逃げ帰る途中で逮捕された旨の上申がなされている。願ひ人には、打毀しの被害に遭った者の親族も名を連ねている。結局、福生地域の両村からの逮捕者のうち、五名が打毀しの手伝いに加わったとして手鎖となり、過料に処せられている。彼らはいずれも、まず打毀し勢により人足として強制的に動員され、そのうちに「自然に人氣に誘われて

面白くなり、重立おもだちの指図で打毀しに加わった」者たちであったという。こうしたことは、もともと打毀し勢の掲げる「世直し」の理念が、近隣の農民にも受け入れられていたことを示すものと考えられる。それがために何千人とも何万人ともいわれる打毀し勢が、同時多発的に各地に波及していったのである。

打毀し終焉後、各村々では「世直し」の世界から「日常」の世界に秩序が回復されていった。打毀し勢が要求した米をはじめとする諸商品の安売りや質物の無代返還などは、ときの相場での売買や法定利息による質物の出し入れに戻され、あとは富者の窮民救済の精神によるとする拝島宿組合の議定書も作成された。そしてこれらにかかる費用は、組合村全体でまかなうこととし、組合村内の小村の負担軽減をはかることも決められている。

翌慶応三年二月には、江川代官所管内の村から、貯稗の拝借願いが出されている（「貯稗有穀并家数人別取調帳」田村半十郎家文書）。これによれば、昨年は凶作に引きつづき、六月にも大風雨のため作物に被害がでており、なかには出稼ぎを余儀なくされている家もある。そのため村々で相談し、「身元之もの」による救済をおこなってきたが、諸物価がいよいよ高騰して不景気となっているので、非常の場合の貯稗を拝借したいというものであった。表III-105は、このときに取り調べられた、福生村外二一か村の貯稗・家数・人別取り調べの一覧である。各村方の人数と、村役人や「^(可)ヶ成取続き候分」として書き上げられている人数を比較すると、各村方の困窮の度合いの一端をうかがい知ることができる。これに先立って福生村では、村役人が相談の上、村方の困窮者へひとり銭二貫文ずつの助成がなされている。また、四月にはいると、関東取締出役の指示により、米穀の流通をはかるため村方の有穀調査がなされている。福生村の十兵衛をはじめ、八王子の七兵衛・扇町屋の太七に三七か組合の惣代との相談が命じられ、各地域ごとに責任者を決めて有穀取調帳を提出することとなった。これは新たな貯穀政策の準備でもあったらしく、反対の声

第3節 武州世直し騒動

表Ⅲ-105 慶応3年2月 貯稗有穀并家数人別取調

村名	貯 種 (石)	家 数 (戸)	人数 (人)	男 (人)	女 (人)	村役人并ヶ 成取統候分 (人)	60才以上 15才以下 (人)
岸 村	156.000	73	437	220	213	28	58
箱根ヶ崎村	272.000	136	789	410	379	78	110
殿ヶ谷村	160.000	73	469	230	229	56	68
殿ヶ谷新田	66.800	25	192	101	91	18	24
長谷部新田	115.000	58	266	140	126	42	50
石 畑 村	268.800	140	837	420	417	102	120
三ッ木村	204.800	96	536	280	256	86	88
芋 窪 村	111.200	80	434	220	214	60	75
横 田 村	65.600	33	175	95	80	20	28
中藤村(市郎右衛門組)	326.800	155	921	470	451	120	150
“ (源藏組)	248.400	105	680	350	330	110	120
“ (佐兵衛組)	173.600	87	537	268	269	88	96
川 崎 村	41.600	23	278	140	138	30	46
砂 川 村	800.000	385	2,303	1,200	1,103	480	547
拝 島 村	70.400	32	198	101	97	20	32
熊 川 村	104.000	60	285	145	140	28	32
上 河 原 村	50.800	26	151	76	76	16	20
大 神 村	26.000	12	73	38	35	12	16
羽 村	473.400	280	—	—	—	180	196
福 生 村	363.000	235	1,265	640	625	153	210
粟之須村	47.085	13	75	40	35	15	14
宮 沢 新 田	34.000	17	97	55	42	16	18
高 月 村(三組)	170.000	56	316	160	156	24	38
中里新田	70.000	35	181	98	83	18	22

田村半十郎家文書「慶応三年二月貯稗有穀并家数人別取調帳」。羽村の人口は資料には記載されていない。また、人口などの数値で、合計が合わない箇所があるが、すべて資料の記載どおりである。

も多くて有穀取調帳の提出は取り止めとなり、各組合へ米や雑穀に不足を生じないようにすることが命じられたに終わったようである（慶応三年御用留」田村半十郎家文書）。ともかく各村々では、慶応三年初旬になり、村方の困窮人への救助がおこなわれているのである。

これと並行して各組合村では、農兵の訓練が盛んに実施されるようになる。拝島宿組合の農兵は、打毀しの際には対応する

ことができなかったが、打毀し勢との対決で、江川農兵の実力が証明されたことにより、関東各地で新たな農兵取り立ても開始されるようになった。関東代官松村忠四郎と今川要作の両名にも、江川代官所領にならった農兵の取り立てが命じられている。このときには最寄りの万石以下の私領をも組合とするよう沙汰されている（『革政録二』東京大学史料編纂所蔵）。しかし松村・今川の両代官からは、なかなか村方への説得が困難な状況にあることが上申されている。今川代官所管内の武州橘樹郡の村からは農兵取り立ての願書がだされているが、松村代官所管内の村では、鉄砲拝借願いが主で、農兵取り立てを願う村方はまだ数か村に過ぎないというのが現実であった。

こうした武州世直し騒動後の、物価対策や窮民救済対策をも含んだ村方の治安対策は、武州・相州への関東郡代の在陣化という、新たな政策展開をみせることになるのである。

3 八王子陣屋設置反対運動

元治元年（一八六四）九月、幕府は勘定奉行にたいして、「関内之分相応高柄之もの」を四人ほど郡代に任命し、関八州を二か国ずつ支配させれば、関東の取締りも一層嚴重になるとして、新たに関東郡代取り立ての検討を命じた（『甲子御書附留』国立公文書館蔵）。尊攘派による天狗党の乱をはじめ、関東における浪士の横行を取締まるには、これまでの代官だけでは不十分だとの認識が示されたのである。これにたいする勘定奉行の見込みは、関東の幕府領約一〇〇万石を四分割し、下総・常陸、上野・下野、安房・上総にそれぞれ郡代一人を任命して陣屋を設置する。武蔵・相模は勘定奉行が郡代を兼勤する。郡代の機構が整備されるまでは、これまでの代官はそのまま郡代付の名目で存続させるが、将来は廃止する。郡代には支配国管内での一定の裁判権を認め、盗賊やその他の吟味などを迅速に

処理できるようにする、というものであった（飯島千秋「幕末期幕府の関東支配」『近世国家と明治維新』）。

このような関東郡代の設置は、幕府の膝元である関東の治安維持の強化をはかるもので、さきに述べた関東代官の在陣および農兵設置の動きとも連動するものであった。同年一月、勘定奉行松平対馬守（武蔵・相模）、花房執之丞（安房・上総）、杉浦牧豕郎（下総・常陸）の三名が関東郡代に任命され、陣屋設置と在陣化の準備が指示された。もっとも武蔵・相模は勘定奉行が郡代を兼勤したので、陣屋の設置は指示されていない。これ以降、関東郡代は何人か交替し、支配国も変更になるが、関東郡代の在陣化を基本とする関東の支配体制の強化策は、容易に実現できなかったのである。最初に在陣した関東郡代は、慶応元年九月に任命された木村甲斐守（支配地は武蔵・上野）であるが、陣屋はこれまでの岩鼻代官所をそのまま使用している。木村の赴任は、同年一月のことである。

ただ、文久三年に代官の在陣化の方針が打ち出された時点で、これにともなう領地替えの準備はなされていた。その準備とは、文久三年四月の約三〇項目におよぶ「私領渡し差障り有無」の取り調べである。この取り調べは、関東だけでなく全国の幕府領を対象にして実施されたもので、各地に村方からの書き上げが残されている。拝島宿組合では、大惣代をはじめ組合村の主な面々が集まって協議し、組合村単位で取調書を提出している。福生村の場合、玉川上水や田畑の用水などの関係を理由として私領渡しに支障を申し出ているが、理由に違いはあれ、どの村でも私領渡しには支障を訴えている（『近世1』52）。また、同年一月には、江川役所から管内各村にたいして、最寄り一里四方の私領および小給所の取り調べが命じられている。村名と村高、それに地頭の姓名などを調べ、絵図を作成するよう指示されているが、この取り調べは私領の村には秘密にするよう、とくに注意されている。（「文久三年御用留」田村半十郎家文書）。領主にとっても、もちろん村方にとっても、支配替えというのは非常に神経を使わなければなら

ないデリケートな問題である。近世後期における関東郡代の陣屋設置には、こうした問題が考慮されなければならないのであつたのである。

関東郡代は慶応三年二月に廃止となり、同月には関東在方掛が設置された。関東在方掛になつても在陣化の方針には変更はなく、岩鼻以外では、安房・上総・下総・常陸の四か国を支配する陣屋が下総国相馬郡布佐村（千葉県我孫子市）に設置されることになつた。多摩地域で陣屋設置が現実化するのには、慶応三年の末のことである。同年二月、勘定奉行小栗上野介に、武蔵・相模両国の支配が命じられ、追つて出張陣屋を設置することが達せられた。これまでの担当者であつた勘定奉行兼関東在方掛小栗下総守が上京中、小栗上野介に支配が命じられたのである。

これに先立つ同年一月の、柏木総蔵から拝島宿組合大惣代田村十兵衛あての書簡には、この陣屋設置に関する興味ある事柄が書かれている（『近世3』142⑫）。つまり江川代官所では、関東在方掛の出張陣屋設置にあたり、事前に田村十兵衛から「存意書」一冊を提出させているのである。十兵衛以外へも、こうした意見聴取をしたのかどうかは不明である。このなかで十兵衛は、陣屋設置の候補地として、青梅を挙げていたようである。柏木からは、青梅では位置的に片寄り過ぎていないか、五日市村や伊奈村はどうか、などの意見が寄せられており、青梅や五日市へも最寄りの私領取り調べが内々で命じられている。結局、出張陣屋は八王子に設置されることになり、一月には、八王子に各組合村の惣代が集められ、その旨が村々に通知された。

こうした出張陣屋設置の動きにたいして、陣屋付の対象となつた武蔵国多摩郡・相模国津久井県の江川代官所領の村々は、いち早く反対行動に出た。関東郡代および関東在方掛には、独自の直轄支配地が与えられたため、陣屋近隣の村々は代官所領から管轄替えになる。そこで陣屋設置反対運動は、江川代官所領からの管轄替え反対運動として展

表Ⅲ-106 慶応3年12月 勘定方への駈込訴の役割

氏 名	役 職	宿 所	訴 願 者 氏 名
小栗上野介	勘定奉行・在方掛	駿 河 台	日野宿 名主 芳三郎 五日市村 名主 利兵衛
岡田安房守	勘定奉行並・在方掛	牛 込 早 稲 田	蔵敷村 名主 左左衛門 寸沢嵐村 名主 八郎右衛門
小野友五郎	(勘定組頭)	両 国 浜 町	福生村 名主 重兵衛 四ッ谷村 組頭 平八 (箱根ヶ崎村 名主 為一郎)
斎 藤 辰 吉	勘定組頭頭取	下谷和泉橋通	小原宿 名主 左左衛門 新町村 名主 文右衛門

内野家文書「慶応三年里正日誌」をもとに、萩原家文書（五日市町郷土館）で補正した。萩原家文書では、四ッ谷村組頭平八のかわりに、箱根ヶ崎村名主為一郎となっている。

開されることになるのである（藤田昭造「幕末期における領主支配と村役人の対応」『歴史論6』）

二月八日、江戸の公事宿和泉屋健蔵および相州名倉村名主源十郎・日野宿名主佐藤芳三郎から、各村々の主な面々にたいして、明九日に村々からの管轄替え反対の嘆願書を提出する手筈になっており、すでに田村十兵衛も出府しているの、至急出府する旨の書状が出されている（「慶応三年里正日誌」内野家文書・東大和市）。こうして江戸に集まった、武州一一九か村・相州一六か村、あわせて武相一三五か村の代表たちは、表Ⅲ-106のような分担を取り決め、二月二一日、勘定所の主要な役職者にたいして二人一組となって駈込訴を敢行したのである。勘定組頭頭取の斎藤辰吉は、この訴状の受取を拒否している（萩原家文書・五日市町）。

訴状の内容は、以下のとおりである。①従来より代々江川代官所の支配を請け、取締も充分行き届いていること、②八王子陣屋を設立して勘定奉行の直支配となることは「良法」であるが、武州一揆鎮圧に威力を示した農兵が維持できなくなること、③八王子は近年の横浜との交易により栄え、非常な物価高になっており、諸入用が嵩^{かさ}んで村方

表Ⅲ-107 陣屋設置反対の惣代者

国 郡 名	村 名	惣 代 名
武 州 多 摩 郡	新 町 村	名主 文右衛門
	青 梅 村	組頭 貞八
	氷 川 村	年寄 半兵衛
	五 日 市 村	名主 利兵衛
	下 草 花 村	名主 半次郎
	羽 村	名主 与一右衛門(源兵衛)
	福 生 村	年寄 平三郎
	拝 島 村	年寄 丑太郎
	日 野 宿	名主 芳三郎
	柴 崎 村	名主 平九郎
	上 谷 保 村	名主 弥左衛門
	蔵 敷 村	名主 奎左衛門
	木 曾 村	名主 源左衛門
	上大久野村	名主 伝次郎
	恩 方 村	名主 要右衛門
相 州 津 久 井 県	千 木 良 村	名主 新十郎
	寸 沢 嵐 村	名主 八郎右衛門
	名 倉 村	名主 源十郎
	与 瀬 宿	名主 内蔵允
	小 原 宿	名主 奎左衛門
	吉 野 宿	名主 十郎右衛門
	(佐 野 川 村	組頭 重助)

萩原家文書・森田家文書（五日市町郷土館）をもとに、内野家「慶応三年里正日誌」で補正した。内野家文書では、木曾村のかわりに佐野川村がはいっており、羽村名主は源兵衛となっている。

の添簡がないことを理由に原則として受理されなかった。そのため実際に駈込訴を敢行した八名は、いずれも宿預けとなり、一二月一三日に評定所で取り調べをうけた。しかし訴願に名を連ねた村々での反対の動きが顕在化するのを恐れたのか、江川代官所に引渡しうえ、村方の動揺を押さえるよういい含めて帰村を命じている。こうして八王子出張陣屋の設置は、村々の反対行動により中止となったのである。

が困窮すること、④村方の者が大人数で出府して嘆願したのでは混乱するので、組合村から惣代を選んで訴訟に踏み切ったとして、江川代官所の永久支配を求める内容になっている。この訴状に惣代として名を連ねたのは、表Ⅲ-107に掲げた村役人たちであった。駈込訴は、もちろん非合法な訴訟であり、訴状も代官や領主

駈込訴という非常手段による反対行動にもかかわらず、意外なほどの簡単な結末であったが、それには理由があった。つまり、関東各地での薩摩藩による浪士を使つての幕府への挑発作戦のため、より一層の治安対策が必要になつていたのである。江戸市中では市中取締りにあたつていた庄内藩の屯所襲撃や、それへの報復としての薩摩藩邸焼き打ち事件へと発展していく。こうしたなかで幕府は、江川農兵をこれらの浪士対策に従事させようとしたのである。

一二月一五日、江川役所は、武相一八組合村にたいして、農兵二〇〇人を芝新錢座の屋敷内に詰めさせることを申し渡した。小栗上野介の屋敷に駈込訴をした、日野宿名主彦三郎と五日市村名主利兵衛の両名から、江川代官所への身柄引渡し（身柄引渡し）の請書が提出された同じ日である（「慶応三年御用留」森田家文書・五日市町）。駈込訴の実行者は、大小惣代など、いずれも組合村の中心となつていた村役人層である。彼らの協力がなければ、農兵の動員は不可能であつたに違いない。さらに同月二〇日、江川役所は、「御府内物騒に付」、各組合村から農兵を五人ずつ芝新錢座の江川役所へ詰めるよう申し渡した。江川役所の警備のためである。これにたいして蔵敷組合（蔵敷組合）（東大和市）では、二四日に農兵の江戸詰め免除願いを提出している（「慶応三年里正日誌」内野家文書）。御府内ばかりでなく、村方においても浪士が横行して物騒になつてゐる。こんなときに農兵が江戸詰めになれば、村方の治安が維持できない。それに派遣される農兵も、江戸でどんな命令があるかわからず、不安で江戸詰めをこつとわつてくれとしきりに願つてゐる、というのがその内容である。しかし江川役所ではほかの組合への影響を考え、嘆願におもむいた野口村（東村山市）名主勘左衛門と後ヶ谷村（後ヶ谷村）（東大和市）名主彦四郎の二名を宿預けとし、強行に農兵差し出しを迫つたのである。蔵敷組合では、しかたなく農兵三名の差し出しを承知するが、結局農兵の江戸詰めはすぐに中止となつた。他の組合村ではとりあえず農兵の派遣には応じてゐるが、実際のところは蔵敷組合のように免除を願ひ出たかつたことにはかわりないで

あろう。蔵敷組合の嘆願にみられるような、村方の農兵の江戸派遣への消極的な姿勢とともに、現実には村方の浪士対策上農兵の江戸詰めが不可能な状況になっていたといってもよいだろう。もはや事態は、政權をめぐる正規軍同士の戦争という段階に至っていたのである。